

崎門學報

『保健大記』現代語訳

(其の二)

第十三号
平成30年9月1日
崎門学研究会



一面 保健大記現代語訳(2)

十一面 尾張藩の尊皇思想(1)

十四面 総合的の源流を繰く(2)

十七面 平泉澄の歴史観

十九面 強齋先生大学講義(4)

二十面 活動報告

二十三面 種子法要望書

擾した。天皇は義朝と検非違使の源義康に勅して内裏を守護せしめ、検非違使平基盛、源季実、平維繁、平実俊、藤原資経を近畿の諸

路に遣し、武具を持って入京する者を上皇の味方と見て捕えた。七月六日、平基盛は、上皇の味方として宇治より上京した源親治と戦つてこれを捕え、京の西に置かれた獄舎に繫いだ。

い、などというよう分別できるものではない。さすれば、専らどつちが義兵を挙げ、乱を構えたかはつきりしていれば、身の持ち方も決めやすいが、この様にどちらも同じ君の時は、出處進退の義理を明らかに立て向つて、敵味方の筋道を正しくしようと思うのであれば、どの様に選んだものであろうか。

京師流言す。上皇、兵を東三條殿に集むと。帝は下野守源義朝をして少監物藤原光貞等を東三條に收め、之を鞠せしむ。

京都で崇徳上皇が兵を東三條殿（上皇の御所）に集め合戦の用意をしているとの風説が流れた。そこで後白河天皇は、下野守源頼朝に命じて東三條殿の留守をしていた少監物（官庁の出納を監察する役職）藤原光貞を捕えて訊問せしめた。

臣愿曰く、王室の華萼、一旦にして相覗ぐ。帝や院や、之を體し世を繼ぐ。皆我が天なる所なり。豈に義を擧げ亂を構へて、正偽相判るるが如くならんや。進止の義を審らかにし、向背の道を正さんと欲せば、即ち將た奚ぞ擇ばん。

院は兄と雖も位を去ること久し。帝は弟と雖も當今の大天子なり。馭寓年を踰えて未だ失徳あらず。院の兵を構ふ、其れ何の名ぞや。是の時に當りては、宜しく躬に三器を擁するを以て正とすべし。

上皇は兄であるが位を去つて年久しく、後白河は弟であるが、只今の天子は天下を治め給うて年を経るも、今だ失徳あるとの評判もない。しかるに上皇が兵を起して亡ぼそうとなされるのは、何の大義名分があろうか。所詮この時には、崇徳にもせよ、後白河にもせよ、直々に三種の神器を擁し給う御方が正統の天子であり、この方に向かつて仕え奉るべきである。

甲辰、上皇の兵を召すを以て、道路騒擾す。義朝及び檢非違使源康に救して禁内を警衛せしめ、檢非違使平基盛・源季實・平維繁・平實俊・藤原資経を近畿の諸路に遣はし、兵士の甲を齎して京師に入る者を捕る。乙巳、基盛、源親治を宇治路に獲て、之を西獄に繫ぐ。

臣愿が申し上げますに、本来花と萼の様に仲睦まじいはずの御兄弟が一旦仲悪く争い給うた。天皇といつても上皇といつても皆天道を身に体し行い、天照大神の統を継ぎなされ天子であり、皆我々が天と仰ぎ崇めて、二つとないはずの主君である。どうしてシナの様に、此は義兵を挙げた方なので正しい君だ、此は乱を構えた方なので、たとえ天下を保つても偽主として仕えることはできな

古昔は三器を通じて之を璽といふ。璽は信なり。皇祖璽を授け給ひし時、寶鏡を持して曰く、吾が兒、此れを視ること、當に猶ほ吾を視るがごとなるべしと。又曰く、爾の祖を思ふことなれ、吾れ鏡中に在りと。又曰く、八坂瓊の妙なるが如く、白銅鏡の明かなるが如く、且つは神劍瓊を提げて天下を平げよとの勅言を下された。

神武天皇は、日向の国より中つ国へ入り給い、元年辛酉の歳、橿原に都を建てなされ、三種の神器を奉安して親ら祭り給うこと聊も怠り給わなかつた。三種の神器を以つて先祖の神靈となし、また神器を以つて皇位の信となし、神器の徳を以つて己を修めるの具となし、天下を治める術となし給うたのである。

第十代崇神天皇に到つて、神代の靈器を同殿なざることを畏れ給い、鏡劍を模作して御身の守りとなされ、代々承け継がれて今日まで変わることがない。（神鏡は現在伊勢の内宮に、宝劍は尾張の熱田神宮に座す）

七月五日、上皇兵を召されたことで京中騒

如く、且つ神劍を提げて天下を平げよと。神武は都を橿原に建て、三物を奉安し親祭懈るなし。以て祖先の神となし、以て天位の神となし、又以て己を修むるの具となし、又以て天下を馭するの器となし給ふ。崇神に至りて、別に鏡劍を模して護身の璽となし、世世相承けて之を改むることなし。

天德・長久の神鏡を火^やき、壽永の寶劍を失ふ

が如き、世_{ヒテ}變固より大にして、元_{ヒテ}曆、璽なくして位に即くに至りては、即ち其の變勝げて言ふべからず。當時藤原兼實は、區區の禍端を開くことを恐る。而も其の裔の良基は、臣を以て神璽となし、尊氏を寶劍となすの言あるに至る。

村上天皇の天徳四年、御朱雀天皇の長久元年、兩度の火事によつて神鏡が焼け、壽永四年、壇ノ浦にて宝劍が失われた事などは、もとより甚だしい世のなり下りである。これは天威の畏るべき大變である。その後、後鳥羽天皇、三種の神器無くして位に即き給うたのは世変の大なる事、これに勝るものはない。當時の関白藤原兼実は、三種の神器なしに即位なさるということがあるものか。必ず万世までの禍の端を開くなるべし恐れたが、それも少々議論して、ぐずぐず言われたばかりで、朝廷に建白して諫奏したのではなかつたのは、兼実の器量が足らなかつたからである。しかし、それでもまだ恐懼の心も有つたが、その末孫二条の関白良基に至ると後光嚴天皇を位に即け奉る時、劍璽無くして如何なるものかと諸卿非難したのに対して、何が苦しかろう、良基を以つて神璽となされ、尊氏を以つて宝劍となされよと奏し、遂に帝位を定めてしまつた。これはひとり恐懼の意無きのみならず、三種の神器を狎れ悔り、関白のもつとも言つてはならない言葉であり、言語道断である。

しかしながら、三種護身の靈験あらたかな神器は天下古今を鎮め給う神物であり、天下万世まで公けの僉義をつめれば、どうしても終には無璽の君を偽主として眞の位を紛らかそうとしても人心が肯_{うなづ}かれない。差し当たつての閨統の天子の分では、たとえ幸に天下を取つてもなかなか正統の天子を蔑ろにすることは万民が許さない。さすれば、世道がいかに墮落しても、天皇の威風が成り下つても、三種の神器が尊いことはいつまでも同じである。

夫の秦の帝印を以て璽となし、漢の因て傳國の物となすが如きは、則ち周禮の璽節、左氏の璽書と固より異なることなし。而も秦に至り、惟だ天子のみ璽と稱して、臣下は稱することを得ざるのみ。吾が邦の百王授受、三種統一の道器と、年を同じうして語るべけんや。

昔、秦の始皇帝の時、帝の印判を以つて璽といつた。その始皇帝の印判を漢が伝えて、秘藏して伝国璽といい、即位する時授受したのである。しかし始皇帝の璽も元はといえ、始皇帝が美玉を取り寄せ、丞相李斯に文字

を書かせ、細工人の孫壽と云う者に彫せた印である。したがつて、周礼にある璽節の様に、役人が閨門で預かる印判割符や、春秋左氏伝にある魯の家老が捺した書類の印と同じであり、秦に到つて始皇帝が法を立て、天子の印ばかりを璽といつて、臣下はそういわないのである。どうしてこれを我が國百王今日まで受継ぎ給うた三種の神器と同列に論じられようか。

故に躬に三器を擁するを以て我が真王とするに至りては、即ち臣、鬼神に要質して疑なし。百世以て其の人を俟つて惑はざるなり。

以上の訳で、直々身に三種の神器を抱いておられるお方が本当の君であるということは、鬼神を証拠に立てても少しも疑いがなく、また百代後世までも合点のある人が出でたならば、いかにも至極の道理だと申されるだろう。

或は以爲らく、晉は蒯瞶を納れ、孔子は衛を爲けずと。院、固より罪を父に得、帝も亦弟を以て兄を拒ぐ。唯だ院のみ與すべからざるにあらず、帝も亦從ふべからざるなりと。

ある人が疑いを抱いた。衛の靈公の子蒯瞶は父（靈公）に罪を得て晉の國へ落ちのびたが、蒯瞶の子の輒は國に留まつた。その後、始皇帝が美玉を取り寄せ、丞相李斯に文字

た。この時、晉の國から蒯瞶も押し入れて衛の国を取ろうとしたのを輒が防いで戦つた。さてこの時、孔子は衛にいたので（国璽のある）輒を助けるべきかと問われたのに対してもまた従うべきではないのではないか。白河天皇は、弟でありながら兄（崇徳）を防いだのであるから、三種の神器が後白河にあらるからといって必ずしも崇徳側に与すべきでないというだけではなく、人倫にもとる後白河にもまた従うべきではないのではないか。殊の他、兄弟で国を譲り合つた伯夷叔斅を称美されたので。輒を助ける意思がないことが知れた。そこでこの度のことも、これによく似ており崇徳天皇は父鳥羽天皇に罪を得、後白河天皇は、弟でありながら兄（崇徳）を防ぐからといって必ずしも崇徳側に与すべきでないというだけではなく、人倫にもとる後白河にもまた従うべきではないのではないか。輒を助ける意思がないことが知れた。そこでこの度のことも、これによく似ており崇徳天皇は父鳥羽天皇に罪を得、後白河天皇は、弟でありながら兄（崇徳）を防ぐからといって必ずしも崇徳側に与すべきでないというだけではなく、人倫にもとる後白河にもまた従うべきではないのではないか。輒を助ける意思がないことが知れた。そこでこの度のことも、これによく似しており崇徳天皇は父鳥羽天皇に罪を得、後白河天皇は、弟でありながら兄（崇徳）を防ぐからといって必ずしも崇徳側に与すべきでないというだけではなく、人倫にもとる後白河にもまた従うべきではないのではないか。輒を助ける意思がないことが知れた。そこでこの度のことも、これによく似おり

り避つて身に受けず、恬然として我が君は伯夷叔斎の謙讓の徳を学んでおられないでの、

院告げ給うと、門院は鳥羽法皇の遺詔を矯め、
安芸守平清盛を召して禁内を警衛させた。

に、鑑かんの明なるが如し。未だ來らざるは迎へ
ず、既に往くは追はず。善に向ふの方を視
ナシ

て斥けるならば、どうして王道の天下を治める大法といえようか。

仕えられないと言うことが出来ようか。したがつて、三種の神器のある所を見て、死を致さずしてはおけないのである。

臣愿曰く、平清盛の母は、乃ち重仁親王の乳母なり。鳥羽帝、將士に遺詔するに、獨り清盛に及ばず。蓋し之を疑ふなり。而して清盛は女院（ようういん）の召に應じ、上皇の異圖（いと）に與らず。之を源爲義に比するに、明暗（めいあん）、果して如何とな

逃るべからず、輕重差ふべからずと雖も、而も之を怨む者なし。夫の保元は召に女院に應じ、平治は帝を賊中に脱するが如きは、皆清盛の功なり。其の後來の罪惡を以て、今日の忠勳を糾くるは、豈に王の大法ならんや。

こうした批判に対し、濱峰は曰く、王道は義を第一にして人情をいわづ、公を論じて私

り、移りて北殿に據る。帝、平信兼をして頼長を櫃川に要せしむ。頼長、間道より白河に入る。帝、急を美福門院に告ぐ。門院は遺詔を矯めて、安藝守平清盛を召して禁中を警衛せしむ。

これより先、鳥羽上皇は田中殿にて崩御し、崇徳上皇は同殿にお移りになられたが、四十九日の法会にも臨席されず、鳥羽宮を御出でなさろうとした。そこで参議の藤原教長は上皇を諫めたが御聴き納れにならなかつた。

また或る人が言つては、清盛は重仁親王の乳兄弟であり、厚き恩愛があるはずであるのに非情にも見捨てたのであるから、誰に対しても酷薄で不仁な人間であつたということである。

曰く、王法は義を先きにして情を先きにせず。公を論じて私を論ぜざること、猶ほ衡の平か

は、源為義（義朝の父）と比べて見るに、甚じ、崇徳上皇の異謀には与しなかつた。これは謂ふ。清盛、重仁に忍ぶ。將た何ぞ忍ばざる所ぞ。 しい明暗の違いがある。

道の政は鏡の如く、美しきは美しくあしらい、道の過ちを改める道を開く。かくして王道の政は醜くあしらつて少しも逃げられず、秤の如く、軽きは軽く、重きは重く、少しも違

家の末裔なるによつて、兵法を知る者と為されたのであるうか。しかしながら臣はいまや老いて壮健ではなく、役に立たない。以前、男山の石清水八幡で祈祷をしたところ、凶のお告げが出た。また、家に源氏重代の鎧八領を蔵しているが、これがつむじ風の為に翻さ

さらには斎院（末娘の皇女で伊勢と加茂の両神宮に奉仕した）の行啓にかこつけて、前の斎院の邸宅である白河殿に行幸され、その北殿に立て籠られた。御白河天皇は、平信兼をして、藤原頼長を櫃川（古、宇治から京都に行けば必ず渡る川とされた）という所で待ち伏せして捕まえようとしたが、頼長は間を通つ

曰く、王法は義を先きにして情を先きにせず。公を論じて私を論ぜざること、猶ほ衡の平か

私心がないので、誰も怨む者はない。王道の政治とはそういうものである。彼の清盛、保元の乱では、美福門院の召しに応じて皇朝の難を鎮め、平治の乱では一條天皇を賊中から脱出させ奉つて危難を救つたのは大功というること 少しも遠慮会心もないか その心は

教長曰く、夢は固と常定なし。故に夢幻泡影
といふ。況んや身は武將にして、而も夢に
感じて拘忌を説く。敢て奏せざるなり。親
ら宮に至り之を辭すべしと。爲義言屈して、
賴賢・賴長・爲成・爲朝・爲仲を率ゐて、上
皇の宮に至る。

そこで教長が言つるのは、夢はもとより正脈

祈りをされたと記されていた。上皇の夢は丁

義に於いて何の補ふ所あらん。

のあるものではない。されば金剛経はも物の確かでないことを夢幻泡影と言つてゐる。ま

度梁の武帝の「東の夢」といふのと同して
神靈のお告げでも何でもなかつた。昔、南朝

してや武将の身として夢見が悪いの何が忌々
しいというような生温かいことがいえよう
か。その様な筋道の立たないことは我々はと
ても奏聞できないから、直々に御所を参つて
辞退申されよとのことであつた。そこで為義
はこの言に屈して一言も出さず、遂には子の
頼賢、頼仲、為成、為朝、為仲を引き俱して
上皇の宮に至つた。

度、梁の武帝の乙卯の夢といふのと同じで、神靈のお告げでも何でもなかつた。昔、南朝の梁の武帝は、何とか天下を統一したいと常に思つてゐたので、ある年乙卯の日の夜の夢に天下の諸侯が皆国を献じて降参するのを見た。そこで翌朝出頭した近臣は武帝に訛つて、これは天下統一の瑞祥であるといった。その後、魏の臣の候景というものが、河南の地十三州を差上げて降参したいといつて使者を指し向けた際、その使者が申すには候景が降参を思い立つたのは、正しく正月乙卯の日との

源為義は力めて父子兄弟の大義を云い陳べて、教長を諭することはできなくて、ただ昼夜寝夜寝に見た夢を以つて召命を辞するのみであつた。この様な浅はかなことであつたから教長に言いこめられて返答も出来なかつたのである。自ら今度の戦に必ず死ぬことを知つて、子供達にそれぞれ重代の甲冑を形見として贈つたとはいえ、何の義理の補いになろうか。

精誠の格る所、又豈に偶然ならんや。
せいせいのかほ
天と間なくして、賢心の感する所

かつて神武天皇が夢によつて八咫鳥などいう
案内者を得、終に葦原中つ国を平定され、ま
た殷の高宗の夢に賢人の姿を見て、絵図に映
して天下に尋ねた処、傳説ふえつといふ賢人を良臣
に得られて天下を治めなされた。これは、一
心一毛の雜念なく、天と少しの隔てが無く、一
思いの徹する所、精誠の至極する所を以て、一
天下から示しなされたものであるから、どう

臣願曰く、上皇讃岐に至る。帝、人をして書庫を檢せしむるに二匣あり。常、發いて之を視る。乃ち感夢の記なり。屢々重祚を夢み、ちようそく夢みる毎に必ず禱り給ふ。上皇の夢は猶ほ梁武乙卯の夢の如し。其の兵を構ふること、未だ夢の爲めに誤まられずんばあらず。既に

ことであった。武帝はいよいよ神妙な事であるとして降参を受け入れたが、後に侯景は謀反して武帝を殺し、梁も滅んだ。

この度、崇徳上皇が兵を構えて後白河天皇を亡そうとなされたのも、梁武と同じことで、夢に誤られたのである。上皇の御身分として、

臣、潜鋒申し上げます。（保元の乱後）上
皇を讃岐に移して後、後白河天皇は上皇のま
しました東三條の御所へ人を遣わされて、御
命に安んじること能はず。甲兵之を務め、吉
夢巨萬を累ぬと雖も、祥其れ保つべけんや。

御譲位された後は、天命に安んじて閑居なさ
れる筈であるのに、そうではなくて軍兵を集
め、戦の準備に務められた。この様な躁暴な
るご合点では、毎日毎夜、良い夢を万々見な
されたとしても、吉祥があるという保証など
あるうか。

書物庫を検見なされた処、一つの箱があつた。何となく秘密がありそうだったので天皇開いて御覧になつた処、それは上皇の夢の記録であつた。

源爲義、大義を力陳して以て教長に諭す能はず。徒に辭するに晝寢・夜寢の髣髴する所を以てす。一たび教長の爲めに屈せられて、復

そこには、しばしば再び帝位に即きなされた夢を御覧になつたとあり、その度に必ず御

た對ふる能はざる所以なり。自ら此の役に死するを知りて、**鎧**がい**胄**こうを諸子に分かつと雖も、

心という物のあり様は、靈験あらたかで少しも曇りが無く、洞穴の様に通り抜けて、少しも障り無く、熟睡し久しく臥しても、肉体と共に休息せず、生きて働いている。故に平生の動思（身の動き心の思い）が夢になつて様々な形で表れるのである。したがつて平生の動思の正しい人は夢も正しく、その妄なる人は夢も妄となるのであり、その徳性が堅定にして気性の正静なる君子などは、常人の錯雜騷擾たる千にも万にも入り乱れた夢など見ないのである。

蓋し心の物たる、靈明洞徹にして、
熟寝久臥と雖も未だ嘗て體氣を昏息せざるものあり。故に平生の動思、皆以て夢をなすのみ。其の性定まり、氣靜かなるに至りては、復た常人の昏夢雜擾、情状千萬なるが若きにあらざるなり。

其の妄りに信する者は、往往之が爲に譲らること、上皇・梁武の如く、其の多く疑ふ者は、神武・高宗の事を併せて、假託かたくに出づるとなす。賢智の過ぎ、愚不肖の及ばざること、此れ亦見るべし。

心という物のあり様は、靈験あらたかで少しも曇りが無く、洞穴の様に通り抜けて、少しも障り無く、熟睡し久しく臥しても、肉体と共に休息せず、生きて働いている。故に平生の動思（身の動き心の思い）が夢になつて様々な形で表れるのである。したがつて平生の動思の正しい人は夢も正しく、その妄なる人は夢も妄となるのであり、徳性が堅定にして気性の正静なる君子など

夢を妄らに信じる者は、往々にして夢に誤られることは、崇徳天皇や梁の武帝の如くであり、また疑り深く、さかしらを立てる者は、神武天皇や殷の高宗の夢をも事実ではないかつけであると云つて大聖至誠の至りを知らない。これは、『中庸』にいう「賢者は之に過ぎ、不肖者は及ばざるなり」という事がこそでも見える。

爲義策を陳べて曰く、兵悉く義朝に従ふ。臣

の率ゐる所、特に寡すくなし。敵を此に拒ぐは謀にあらざるなり。宇治に據り橋を徹するにあらずんば、甲賀山を背にして阪東の兵を俟たん。兵若し至らずば、乘輿じゆよ關東に幸するのみと。

禁内に奉ぜば、東方未だ明けざるに、事已に定まらんと。辭氣悍烈、回避する所なし。

頼長合戦の謀計を議するに、為朝が進み出で言つた。臣（為朝）は久しく筑紫に在つて

為義は策を陳べて言つた。兵は悉く義朝に従い、臣（為義）の率いる所には、特に少ない。よつて敵をここで防ぐのは上策ではない。

賀山（滋賀県南東部にある山）を背にして坂東武者の集結を待つべきである。そして、もし兵が来なければ、上皇は関東に行幸されるべきである。しかし、藤原頼長はこの策に従わなかつた。

上皇、平忠正・源賴憲・爲義・爲朝・平家弘をして、四門を分ち守らしむ。

崇徳上皇は、平忠正、源頼憲、為朝、平家弘をして四門を分ち守らしめた。

賴長戦略を議す。爲朝進みて曰く、臣久しう
鎮西に在りて、九國を威伏す。大戰二十餘、
小戰無數にして、利は夜不意に出づるに在

放ち、之を一方に要せば、縱ひ兄義朝善く戦ふとも、臣一射して之を斃さん。平清盛輩は弱手緩箭、直ちに鎧襲を用ひて披拂せんののみ。乃ち鳳輦を取りて此の地に徒し、陛下を

その方が平生し習いたる村里的小競り合いなどの様に、夜討など用いようか。まだ兵が集まつていなが、明日まで待てば、興福寺の僧が必ず参じるだろう。

為朝はその場を退いて言つた。我が兄（頼朝）は兵法に長じてゐるから今夜必ず奇襲をかけてくるだろう。そうしたら我々は虜にされるだろう。どうして明日まで、吉野と奈良の憎兵を待つ暇などあるうか。

臣愚曰く、寡は以て衆に敵すべからず。小は
以て大に勝つべからず。勝つべからず、敵す
べからざる者は常勢なり。其の敵し、其の勝
つは奇なり。故に之を善くする者は、奇を出
して窮りなし。小と大と寡と衆とを論ぜず。

臣、潛鋒申し上げます。衆寡敵せず、小は
以て大に勝つべからず。小寡が大衆にかつべ
からず、敵すべからざるは常勢である。しか
しその中でも見事寡を以て衆に敵し、小以て
大に勝つは奇を用いためである。古より兵
を良くする者は奇変を出すことは窮りない。
かくの如き者は、大小衆寡の別は関係がなく、
毎回小寡で大利を得るものである。

め殺された者だけでも四十万人にして、自らも殺された。これは、趙括が大軍を使えなかつたためである。また、王莽の大将王尋、四十二万の大軍を率いて世祖、すなわち後漢の光武帝の兵八九千人と戦い大敗して誅せられた。これも王尋が大軍を使えなかつたからである。

他にも魏の曹操は千古の名将であるが、九十万の大軍を以て呉の周瑜が三万の軍に敗け、秦の苻堅は大国の英主であったが、九十万人を以て晋の謝玄が八万に敗たのは皆この類であり、これ兵多ければ敗れやすしとして、戒めとするべきである。今度の保元の戦についても、兵が少ないからこそ謀もあるはずであるのに、頼長は只大軍を欲して吉野や奈良の僧徒に頼らうとした。兵法に疎いこと甚しいというべきである。

源爲朝は膽勇明決にして、善く奇を制する者と謂ひつべし。蓋し頼長、志を改め過を悔ひ、や奈良の僧徒に頼らうとした。兵法に疎いことは甚しいというべきである。

兵を遏め和を講ずるは策の上なり。既に然ること能はずして、之を爲義に任じ、之を爲朝に付す。猶ほ未だ策の中下を失はず。居然として敵を宮門に受くるは、所謂無策なる者にあらずや。

源為朝は大胆にして明断、兵の奇策をよく制する者というべきであつた。

そこでもし頼長が今までの謀逆を改め悔て講和していたなら策の上であり、そうはいかなくとも、謀を爲義に任せ、これを爲朝に付託していたならば、まだ策の中下を失わなかつたのである。しかるにただあつてにどられて、敵の来襲を受けたのはいわゆる無策というもので、頼長の失計であつた。

庚戌、高松殿は湫隘なるを以て、遷りて東三條殿に御す。親ら璽を抱いて腰輿に御し給ひ、關白忠通以下、文武百官扈從す。黎明、義朝・清盛以下の諸將、白河殿を攻め、暗に乘じて鼓譟す。兵勢甚だ熾なり。爲朝等、防戦して決せず。義朝奏す、宜しく以て火攻にすべし。制可す。因つて火を上風に縱てば、煙焰宮を掩ふ。諸將膽落ちて、敢て格ぐ者なし。平家弘・平光弘、馳せて殿門に入り、呼んで曰く、敵多く我れ寡し。加ふるに火を以て勢を助く。我が軍復た戦ふべからず。乗輿當に宮を出づべしと。上皇倉皇として馬に上りて、騎に勝へ給はず。藏人平信實、重騎して扶掖す。頼長は流矢に中つて死せり。

臣愿曰く、當時號して經濟の學となす者は、頼長・信西なり。頼長は亦た毎に忠通の書を善くし、歌詩を好むを笑ひて曰く、小技曲藝、經邦の要にあらずと。其の自ら言ふこと此の如し。然して信西は深沈確實、これを政事に施して以て其の用を見るに足るなり。頼長は經傳、其の精を極むと雖も、徒らに章句の末のみ。史子其の多きを務むと雖も、

七月十一日、高松殿は土地が低く湿気が多いことを理由に、後白河天皇は東三條殿にお遷りになつた。その際、天皇御自ら三種の神器を抱いてお御輿に乗られた。関白忠通以下、文武の諸臣がつき従つた。明け方、義朝、清盛以下の諸将は、白河殿を攻め、暗に乘じて関の声を上げ、その勢い甚だ熾んであつた。為朝等防戦したが勝敗決つしなかつた。そこで、義朝は後白河天皇に上奏し、火攻めすべきことを申し上げ裁可されたので、火を風上の方向に放つと、火は煙煙と御殿を掩つた。

上皇方の諸将は落胆して敢えて防戦する者もなく、平家弘・平光弘は馳せて殿門に入り、敵多く我少なく、火を以て勢を益して来たので、我が軍はまた戦うことが出来ませぬ。ついで上皇はあわてふためいて馬に乗ろうとされたが、鞍坪（またがる所）で止まることが出来ず、藏人の平信實が尻馬に乗り上皇を抱きかかえた。この戦いで藤原頼長は流れ矢に当つて死んだ。

臣愿曰く、當時號して經濟の學となす者は、頼長・信西なり。頼長は亦た毎に忠通の書を善くし、歌詩を好むを笑ひて曰く、小技曲藝、經邦の要にあらずと。其の自ら言ふこと此の如し。然して信西は深沈確實、これを政事に施して以て其の用を見るに足るなり。頼長は經傳、其の精を極むと雖も、徒らに章句の末のみ。史子其の多きを務むと雖も、

徒らに記誦の陋のみ。將に辨博を以て一世を睥睨せんとす。苟も比して之を信西に同じくす。可ならんや。

臣潛鋒申し上げます。當時経世濟民の學のある人と天下に唱えられたのは藤原頼長と信西の二人であつた。頼長はつねに兄の忠通が書を良くし歌詩を好んだのを小枝曲芸として笑い、高大正明の学ではないと譏つた。しかし、一方の信西は、心を深く取り沈めた確實なる人間であり、政治を行つてもその功用は

明らかであつた。頼長は経書やその注釈書の精を極めたが、ただ章句の末に走り、史書や多くの思想家の本を読んだが、ただ古書を記憶し諳じただけの固陋な学問であつた。そして己の博覧強記を以て天下の人を見下した軽薄なる人間であつた。これを信西と比較して同等扱いすることが出来ようか。

上皇、如意山に至る。爲義・家弘・光弘・季能等從ふ。山路嶮難にして馬を下りて徒步す。上皇、行歩に習ひ給はず。荊石を刺し、泥血交々流れ、絶えて復た蘇へる。諸將に謂ひて曰く、朕自ら取る、汝が輩に罪なし。當に速かに出てで降るべし。朕、神耗し力屈し復た行くを得ず。追兵至らば降を乞ふのみと。諸將泣いて曰く、臣等、死を以て終始せんと。

上皇曰く、從者多く在らば、後禍賛られずと、嗚咽して去る。惟だ家弘・光弘肯て去らず。扶持して谷に下り、樹を折りて蔭庇す。昏暮、家弘父子は遞に上皇を負ひ奉り、京師に出づ。敢て舍し匿くす者なし。深夜、智足院の僧坊に入り、湯粥を得て之を進む。翌日、上皇薙髮し、仁和寺に至る。覺性法親王内れはし、之を帝に聞す。帝、式部大夫源重成を遣はし、之を守り、尋いで讃岐に徒し奉る。重成防衛して鳥羽を過ぐ。山陵を拜辭せんとすれども、重成命を奉ぜず。

ただし、己の利を見て義を忘れ、私を先にして公の道理を打ち捨て、人の言を用ひず、

あくせくして己の料簡のみを用いて、天下國家の政の大体に於いて合点がないという点では両者は同じであつた。またそうちからこそ兩者は禍にあつて身を亡ぼしたのである。しかし、信西は斬死を免れなかつたが人臣として恥じる点はなかつたのに對して、頼長は上皇についたことから逆賊ではあるが、後に治承年間に追崇して太政大臣正一位を贈られ、元暦年間には崇徳上皇と一緒に春日河原の社に祀られたのは幸甚であつた。

上皇は如意山に落ち延び給い、源為義、平家弘、光弘父子、藤原季能がこれに従つた。しかし、山路が険難なため馬を下りて徒步することになつたが、上皇は歩行になれさせ給わず、荊石が御足に刺さつて血がどろどろと流れ、気絶してはまた蘇るという有様であった。上皇は諸将に向つて、禍は朕自ら引き受ける。汝等に罪はないのであるから速かに投降してもよい。朕は精神消耗して力が尽きたので、これ以上行くことは出来ない。もし追手の兵が来たら降服を乞うのみであると仰せになつたので、諸将は泣いて臣等はただ一死あるのみでありますと申し上げた。それでも上皇は従者が多くあれば、後禍も計り知れないと仰せになつたので、諸将は咽び泣いてその場を去り、ただ家弘、光弘父子のみ留まつた。そして上皇をお助けして谷に下り、樹の枝を折つて日陰とした。夕暮、家弘父子は互いに上皇を背負つて都に出でたが、あえて彼らを宿に匿う者とてなかつた。深夜智足院の僧坊に入り、湯粥を得給うた。翌日、上皇薙髪して、仁和寺に至り、庇護を求め給うたが、時の仁和寺五世覺性法親王は上皇の御弟であつたにもかかわらず、容れ給わず、むしろこのことを後白河天皇に報じられた。そこで天皇は源重成を遣つて上皇を護送せしめ、上皇は鳥羽天皇の山稜を御参拝なされんことを願われたが重成はその命を奉じなかつた。

臣愿曰く、帝は既にうぢ道顕宗の讓なく、而して上皇も亦、仁徳・仁賢の徳に乏し。母兄の親、太上の尊を以て躬を叢林山野に託せんと欲して猶ほ得ず。勝て嘆ずべけんや。

臣、潜鋒申し上げます。昔、菟道稚郎は弟と

隠岐に土御門天皇を土佐に順徳天皇を佐渡に流し奉り、元弘二年に北条高時が後醍醐天皇を隠岐に流し奉った。かくして、北条の様な鎌倉の陪臣（天皇の臣の臣）が天下を差配し、事ある毎に天子を僻陬へきすうの地に遷し奉ったのである。

夫れ上皇亂を構へ兵を召す。うんぢやうせまつ醜醜積鬱既に
已に彼の如くんば、六軍りくぐん一たび敗れて髪こしんぱつ髮しして降を乞ふは、非を悔い、過を改むるにあら
いきほひきゅう

ざるなり。勢窮し、力屈するにあらずや。
徒らに死を畏るるのみ、其の恥はぢを知らざる
も亦甚だし。

上皇がこの度乱を構え兵を召し給うたのは、色々の工夫をこらし、用意を積み重ね給

蓋し、桓武の遷都^{せんと}以降、廢天子はあるも、未だ流天子を聞かず。是に至り、禍門^{くわもん}一たび開けて因襲例^{いんしゅじ}となり、承久^{しょうきゅう}・元弘^{げんこう}・弘治^{ぱいじ}の天子を處する毎に、常に之を荒陬僻海^{くわうすうへきかい}に遷して後已^えむ。

けだし、桓武天皇の平安遷都以降、廢天子（元慶八年、藤原基経が陽成天皇を廢し奉つた。）の例はあつたが、いまだ流天子（天皇の配流）の事を聞かなかつた。しかし、この度崇徳上皇が讃岐に流され給うた事が、禍端

を開き後の悪しき前例となつたのである。すなわち承久三年に北条義時が、後鳥羽上皇を

り関東に遷幸なされるなり手立てがなかつた訳ではない。それでも降服したのは、勢いが窮まり、力が屈したからではなく、只死を怖れるあまりに腰が抜けたからである。誠にこの様な上皇の御志は恥ということのあるを知ろしめさぬこと、甚だしいというべきである。

叛はんと、以て死を免ることなし、教長已下、祝髪して僧となる者多し。爲義・忠正も亦出でて降る。忠正は清盛の叔父なり。以爲へらく、我之を殺さば、義朝、勢・應に父を殺すべしと。遂に忠正を誅す。義朝固く爲義の死を減ぜんことを丐ふ。帝、果して怒り給ひて曰く、兄弟の子は猶ほ子の如し。清盛已に忠正を誅す。義朝何ぞ爲義を誅するを辭するやと。義朝遂に鎌田正清をして爲義を殺さしむ。

保元の乱後、崇徳上皇側の残党は、ことごとく山林海浜に身を潜めていたが、信西は謀計により、偽つて謀反人どもの配地を書き付け、誰をどの国に流すと言ひ触らしたところ、案の定、謀反人どもは、死罪を免れると思つて、藤原教長以下、髪を落とし、僧となつて出頭する者が多く、源爲義、平忠正もまた投降した。平忠正は、清盛の叔父であつたので、清盛は自分が忠正を殺せば、義朝も勢い父の爲義を殺さざるを得なくなるであろうと思ひ、ついに忠正を謀殺した。

もとより、義朝は、爲義が死罪一等を減ぜんことを乞うたが、後白河天皇は、怒り給い、兄弟の子は実の子の如くであるのに、清盛は忠正を殺した。それなのに、どうして義朝は爲義を誅する事を辞するのかと仰せになつた。そこで、義朝はついに家臣の鎌田正清をして爲義を殺さしめたのである。

臣愿曰く、臣の君に於ける、子の父に於ける、在る所死を致すのみ。義朝は勤王の日に當り、父に抗せざるを得ず。寧ろ血を吐くの趙苞となるも、心を指すの徐庶たるべからず。禍亂既に平らぎ其の父我れに歸す。豈に其の子從いて之を殺すの道あらんや。君命に方ひ、與に俱に鼎鑊に就くと雖も可なり。

臣潛鋒申し上げます。臣下が主君に仕え、子が父に仕える道は一つである。只その行き当たつた所で死するのみであり、父の御用の場であれば、父の為に死し、君の御用の場であれば、君の為に死するのみである。義朝王事を勤めて、後白河天皇の御用に戦う日になつては、父にも抗さねばならない。例え、血を吐いて、母を見殺しにした悔恨の為に死んだ趙苞となつても、胸を指差して降参した徐庶となつてはならない。(趙苞は後漢の人。鮮卑入寇した際に母を捕えられ、賊を破つたが母を殺された。趙は母を葬つた後、血を吐て死んだ。一方の徐庶は劉備に仕えたが、母が曹操に捕えられたため、自分の胸を指し、この胸三寸が乱れてるので王霸の業を共に図ることは出来ないと言つて曹操に降つた。)しかし戦乱が平らいで後、折角父が子を頼みに身を寄せて来たのを子たる者がすぐに捕えて殺す道理があらうものか。とても人間の道ではない。たとえ君命に逆らひ違勅朝敵の罪を仰せ付けられ、父子共に釜茹での刑に処せられるとも本望である。

源頼朝兵を擧ぐるや、伊東祐親を捕へ、將に子の祐清を賞せんとす。祐清辭して曰く、父囚はれ子賞せらるるは聞く所にあらず。臣冀くば平氏に屬せんと。時に之を義とす。

源頼朝は兵を擧げると、昔頼朝を殺そうとした平家方の伊東祐親を捕え、祐親の二男である祐清には賞禄を与えるとした。祐清は、かつて祐親が殺そうとしているのを頼朝に告げ、難を逃れしめたからである。しかし、祐清は、父がすでに囚われているのに子が貰せられるということなど聞いたことがないと、いつて、この申し出を辞退し、乞い願わくば、平家に加わりたいと申したので、世間はこれを以て美談とした。

蓋し、邦の將に廢せんとするや、正氣萎墮し、人心道を遺る。保元の政、子の父を庇ふ能はざる所なり。家の將に興らんとするや、正氣滂沛し、人心義を重んず。頼朝の起るや、子敢て父に叛かざるなり。

北畠親房『神皇正統記』に曰く、「子が悪逆非道であれば、父はその子を殺しても良い。昔、石碏の子石厚がその君恒公を殺したので、石碏は厚を誅した例がこれである。しかし父がいかに無道なりといえども、子が父を殺して良いなどということはいまだかつて聞いたことがない」と。

皇威が失墮したのは、三綱五倫の名教が荒廃し人倫が堕落したからである。父を殺した義朝などは禽獸の輩であるから言うに足らぬが、信西の様な経世済民の才ありと称する者でも、この様に父を殺す命令を下す様では、どうして皇室が振興しえようか。

庚申、詔して左史生中原師信を南都に遣はし、庚申、詔して左史生中原師信を南都に遣はし、賴長の墓を發驗させ、僧寛曉に詔して、重仁親王をして難髮せしむ。癸亥、詔して賴長が子兼長・師長・隆長已下十二人を遠流す。惟だ前關白忠實は忠通の保護によつて乃ち免る。

戊午、家弘已下、子弟黨與七十餘人を斬る。弘仁に藤原仲成を誅して後、三百四十餘年、まさに興隆しようとするが、正氣は盛大にみ

なぎり、人心は義を重んじる様になる。この故に、頼朝が決起するも子はあえて父に背かなかつた(祐清が父祐親の為に死んだこと)。これは関東が勃興する上での正氣の発露である。

源頼朝兵を擧ぐることを致す。是に至りて廷議以爲幾ど刑措くことを致す。是に至りて廷議以爲へらく、死刑久しく廢す。當に之を諒闇に行ふべからず。信西、竊に奏して曰く悉く之を誅するにあらずんば、恐らくは後患を生ぜんと。政に子弟黨與、一も宥赦するなし。時に以て刑に淫すとなす。

源頼房曰く、子、或は兇慳なれば、父、得て之を殺さん。石錯是なり。父、無道と雖も、子、得て之を殺すことは未だ之を聞かざるなり。名教の振はざるは、皇道の淪墮する所以なり。義朝は言ふに足らず。信西、政事を執り、令する所此の如し。王室張らんと欲するも得べからず。

源頼房曰く、子、或は兇慳なれば、父、得て之を殺さん。石錯是なり。父、無道と雖も、子、得て之を殺すことは未だ之を聞かざるなり。名教の振はざるは、皇道の淪墮する所以なり。義朝は言ふに足らず。信西、政事を執り、令する所此の如し。王室張らんと欲するも得べからず。

七月十九日、平家弘以下の子弟郎党七十余人が斬刑に処された。これは嵯峨天皇の御世の弘仁年間に藤原仲成(中納言種継の子。鎌足より六代の後裔)が平城天皇に勧め奉りて乱を起して処刑された薬子の変以来、三百四十余年中断していた死刑が復活した。朝廷では公卿達が會議し、死刑が久しく廢止されていたのに、これを天子鳥羽法皇の喪中に行うべきではないと言つたが、信西が、ことごとく反徒を誅するのでなければ後患を生ずるだらうと密奏したので、家弘以下の子弟郎党は一人として宥免されることなく殺された。当時の人はこれを刑を濫りに行うものと見做した。

庚申、詔して左史生中原師信を南都に遣はし、賴長の墓を發驗させ、僧寛曉に詔して、重仁親王をして難髮せしむ。癸亥、詔して賴長が子兼長・師長・隆長已下十二人を遠流す。惟だ前關白忠實は忠通の保護によつて乃ち免る。

南都（奈良）に遣わし、頼長の墓を掘り起して死骸を検察させた。また仁和寺花蔵院の僧正寛曉に詔して、重仁親王を剃髪させた。七月二十四日、詔して頼長の子である兼長、師長、隆長以下の十三人を遠流に処した。ただ、前関白の忠実は忠通の保護によつて刑を免れた。

臣 愿曰く、種子命 中臣祓を上るの後、上宮太子憲法を作り、不比等律令を著し、而して格式の書、相繼いで、編を弘仁・貞觀・延喜の間に成せり。

臣 潛鋒申し上げます。種子命（中臣の祖である天児屋命の孫）が中臣祓を作つて神武天皇に奉つて後、聖徳太子が十七条の憲法を作り、藤原不比等、大宝と養老の間に律令を著し、格式もまた相次いで弘仁、貞觀、延喜の間に編纂された。

上、名器を尊重し、下、廉恥を砥厲し、刑、士大夫に上らず、辱、大臣に至ることなし。

それより、上は名器、すなわち名は中納言、大政大臣等の名、器は冠服や車馬など、尊卑の上下を示す表章を尊重することで、下に仕

る者は各々廉恥を知り、節義を砥で身を慎んだ為に、朝廷の官職ある士大夫たるもの答杖の刑罰を受けることはなく、またいかなる罪があつても、雑言無礼を大臣に浴びせ、恥

をかかせるということもなかつた。

仁愛過厚の極、萎靡姑息の弊なき能はずと雖も、而も之を相を獄に繫ぎ、將を斬るの慘酷に比すれば、則ち厚薄仁暴、豈に啻に霄壤のみならんや。

政治のあり方が右の様であつたので、あまり上の仁愛が厚きに過て、その至極には、萎靡姑息の弊害（柔軟に過てその場しのぎで何でも許される）が無いことも無かつたが、これをシナの様に、人臣位を極めた人間を少し縛り上げて市場で斬る様な残酷酷薄な仕方と比べて見れば、その厚薄仁暴の落差は、天地の隔たり以上のものがある。

臣 潜鋒申し上げます。種子命（中臣の祖である天児屋命の孫）が中臣祓を作つて神武天皇に奉つて後、聖徳太子が十七条の憲法を作り、藤原不比等、大宝と養老の間に律令を著し、格式もまた相次いで弘仁、貞觀、延喜の間に編纂された。

是の時に當つて、反側子を誅し、人以て刑に淫すとなす者は、其の言過厚の餘に出づ。亦これ見るべし。蓋し信西は博覽にして或は申・韓の刑名の術に通じ、また威柄を張りて後人を懲さんとす。敢て殺戮を擅にするにあらざるなり。然るに併つて竪流を定め、實は死刑に處す。烏んぞ王者至誠、大公の政に在らんや。何を以てか後過なきを保せんや。

この時に當つて、反逆の党類を誅することは、さしたる暴惡ともいえず、それさへも、刑罰の乱用と言うのであれば、その言は恩愛が過厚な余りに出たものと言うべきである。信西

は博覧強記にして、申不害や韓非子等の法家

の術に通じ、國家の威權を張大にして後人を懲らしめようとしたのであって、むやみやたらと殺戮を恣まにしたのではなかつた。しかし偽計によつて配流すると定めて、実は誅殺し、下に詐術を用いる様では、どうして王者たるに適しい至誠大公の政事と言えようか。またどうして後の禍無きを保証できようか。

八月、法皇讚岐の松山に抵り、宮を直島に造る。後に志度の鼓の岡に徒る。窮居僻遠にして居常不聊なり。親ら血を刺して五部の大乗經を書し、三年にして成る。平治元年春、之を覺性法親王に送り給ひ、安樂壽院に藏めん事を請ふ。覺性及び忠通、爲めに奏請すれども、帝許さずして之を還す。法王怒り給ひて曰く、叔姪（叔父と甥）が兵を交

え、兄弟が相仇するには、古より例のあることである。朕は懺悔の爲に仏經を親書したのは後生の冥福を祈つてのことであつて今生の爲ではない。しかるに今この書を藏めること

給ひて曰く、叔姪兵を交へ、兄弟相仇するは古よりこれあり。朕、懺悔の爲めに佛書を親書す。特に冥福を修むるのみにして、今生の爲めにあらず。而も今且つ、之を藏むることを許さざるかと。乃ち舌を齧み血を出し、

毎軸に書して曰く、願はくば大魔王となりて、天下を惱亂せん。五部の大乗經を以て、惡道を廻向すと。是れより髪を剃り爪を剪ら

ず。舊褐を衣て長巾を戴き、齒を切ばかり目を瞑らし、慘憺骨立す。長寛二年秋八月己卯、志度に崩じ給ふ。年四十六。崩後亂逆相繼ぎ、世、以て所崇となす。敕して廟を春日河原に建て粟田宮といひ、毎歳八月奉祀す。

八月、崇徳上皇は讃岐の松山に至り、宮殿を松山の北西の沖にある直島に造営された。

後、志度の鼓の岡に移り給うたが、窮居僻遠にして何のお楽しみもなく、万事味気ないお暮らしをされた。上皇は御親ら指を刺して五部の大乗經（華嚴經・大集經・大品般若經・法華經・涅槃經）を血書し給い、三年にして完成された。そこで平治元年これを仁和寺の安樂壽院に藏めることを請うたので、覺性は

忠通とそのことを上奏したが、後白河天皇は許し給わず、写本を送り還された。上皇は怒り給いて曰く、叔姪（叔父と甥）が兵を交え、兄弟が相仇するには、古より例のあることである。朕は懺悔の爲に仏經を親書したのは後生の冥福を祈つてのことであつて今生の爲ではない。しかるに今この書を藏めること

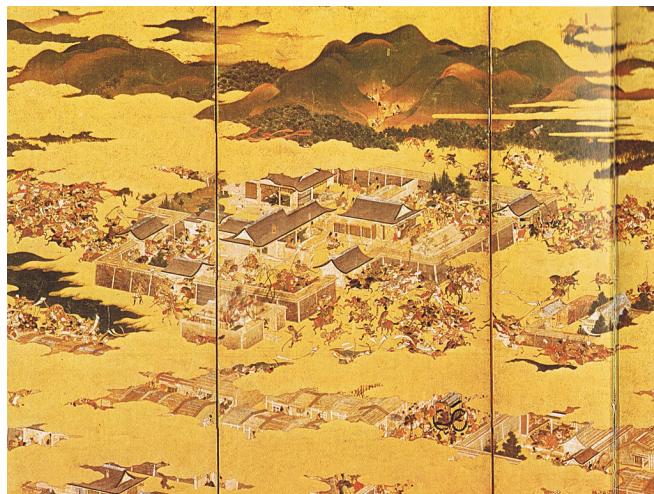
給ひて曰く、叔姪（叔父と甥）が兵を交え、兄弟が相仇するには、古より例のあることである。朕は懺悔の爲に仏經を親書したのは後生の冥福を祈つてのことであつて今生の爲ではない。しかるに今この書を藏めること

給ひて曰く、叔姪（叔父と甥）が兵を交へ、兄弟相仇するは古よりこれあり。朕、懺悔の爲めに佛書を親書す。特に冥福を修むるのみにして、今生の爲めにあらず。而も今且つ、之を藏むることを許さざるかと。乃ち舌を齧み血を出し、写本に書して言うには、願はくば大魔王となりて天下を惱亂せん、五部の大乗經は大魔王のいる惡道に回向してお供えしようとのことであった。

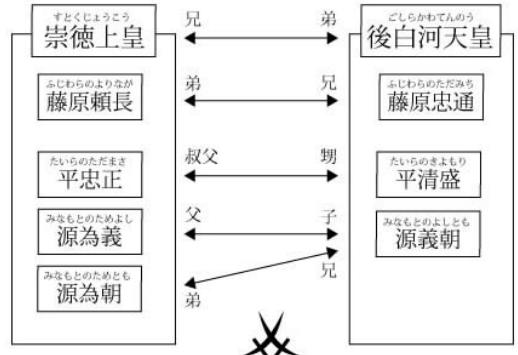
これより髪を剃り爪を剪り給わず、古い御衣を着たまま長巾を破り、歯を食いしばり、目を瞑らし、いたましい程やせ衰えられ、長寛二年秋八月二十六日、志度に崩ぜられた。

享年四十六歳にましました。崇徳上皇崩御の後、乱逆が相繼いだことから世間はこれを以て上皇の御祟りとなし、後白河天皇は勅して上皇の御祟りとなし、後白河天皇は勅して春日河原に靈廟を建て、これを粟田宮と称し

の威を背に負い天下を平定された）仁徳天皇は、宮殿に雨が漏り月の光が差し入る様に破れ傾いていたのを、民を勞するといつて六年までそのままに差し置かれ、儉約の御徳を積んでこそ、「民の竈は賑にける」の富を致しなされた。また醍醐天皇は寒夜に御衣を脱ぎなされ、民の困窮を思し召され、御三条天皇は、かつて臣子の身として他日登祚遊ばされることを欲する意があるのを不孝とし、毎月北極星を挙げてその罪を謝し給うた。この醍醐天皇の仁愛あつこそ、聖代として名高い延喜の治も行われ、御三条天皇の孝心あつてこそ、石高を量る升斗を均一にし、記録所を置くなどの施策も役に立つたのである。それが、後白河天皇もまた記録所を置いて政治を聞こし召し、大裏を造営して古に復し給い、信西を信任して政務に励ましめたにもかかわらず、中一年も経たぬ内に、変乱が肘の下より出来て、禁中に血を流す様なことになつた。これは皆、法だけが形式的に備つて、真実に徳を修めなされる実がなかつたことによる過ちではなかつたか。（続）



1156年 保元の乱 関係図



(左)『保元・平治の乱合戦図屏風』「白川殿夜討」

「王命に依つて催される事」
—尾張藩の尊皇思想 上
（顧問）坪内隆彦

「幕府何するものぞ」

—義直と家光の微妙な関係

名古屋城二の丸広場の東南角に、ある石碑がひつそりと建つてゐる。刻まれた文字は、「依王命被催事（王命に依つて催される事）」。この文字こそ、尾張藩初代藩主の徳川義直（敬公）の勤皇精神を示すものである（左）。

「隠微のうちに伝へ残されたものである」とはどのような意味なのか。当時、徳川幕府は全盛時代であり、しかも尾張藩は御三家の一つである。公然と「絶対勤皇」を唱えることは、憚れたのである。その意味では、敬公は義公と同様の立場にありながら、尊皇思想を説いたと言つてよい。



江戸期國體思想の発展においては、ほぼ同

時代を生きた三人、山崎闇斎、山鹿素行、水戸光圀（義公）の名を挙げることができる。敬公は、この三人に先立つて尊皇思想を唱えた先覚者として位置づけられるのではなかろうか。

敬公は、慶長五（一六〇一）年に徳川家康の九男として誕生している。闇斎はその十八年後の元和四（一六一九）年に、素行は元和

八（一六二二）年に、そして義公は寛永五（一六二八）年に誕生している。名古屋市教育局文化課が刊行した『徳川義直公と尾張藩』（昭和十八年）には、以下のように書かれてゐる。

「幕府何するものぞ」という敬公の意識は、第三代徳川將軍家光との微妙な関係によつて増幅されたようにも見える。

敬公は家光の叔父に当たるが、歳の差は僅か四歳。敬公は「兄弟相和して宗家を盛りたてよ」との家康の遺言を疎かにしたわけではないが、「生まれながらの將軍」を自認し、「尾張家といえども家臣」という態度をとる家光に対して、不満を募らせずにいられなかつた。

当時、家光の嫡男家綱が生まれる前だったの
で、万が一のことがあれば、將軍家廢絶の危
機さえ招くことになる。このとき、敬公は不
測の事態に備え、急遽軍勢を率いて江戸に向
かったのである。その途上、幕府から「將
軍快癒」を知らせる手紙が届いたが、敬公は不
引き返すことなく、そのままゆつくりと江戸
を目指した。ところが、敬公の真意を知らぬ
江戸の幕閣たちは、「尾張殿に謀反の意あり」
と警戒するようになつたのである。



徳川義直

ことになつた。敬公は弟の頼宣（後の紀伊家
初代藩主）に鬱憤をぶちまけたが、結局、頼
宣の説得により、忍從せざるを得なかつた。
さらに、寛永十九年には、家光の嫡男家綱

（幼名・竹千代）の山王社初詣に際して、敬
公は老中松平伊豆守信綱から「御三家も同行
するように」と内示を受けた。

敬公は「大納言である余が、なぜ無位無官
の竹千代の供をせねばならぬのか」と強く反
発した。伊豆守が必死に説得し、歩行による
随行ではなく、敬公が竹千代に先立つて山王
社に至り、そこで迎えることで、ようやく折
り合つたという。

義公の『大日本史』と敬公の感化

敬公の時代にあつては、儒学は幕府公認の
林羅山の朱子学が主流であつた。敬公もまた、
まず羅山から学問の手ほどきを受けた。ただし、
敬公は儒学だけではなく、神道と国史についても羅山から教えを受けている。羅山の年譜によれば、羅山は敬公の求めに応じて、
神社考詳節・宇多天皇紀略などを作つてゐる。
さらに敬公は、羅山と並ぶ藤原惺窓門の
翌寛永十一年には、家光が上洛の帰路、尾
張へ立ち寄ることになった。将軍の御成とな
れば、家門の誉れである。敬公は、莫大な費
用と手間をかけて城内の本丸御殿を改修し
た。ところが、家光は急遽予定を変更して、
尾張立ち寄りを取りやめてしまつた。これに
より、敬公は面子を潰され、強い不満を抱く

ことになつた。誌第十二号）で指摘している通り、惺窓の学問が当初は儒学に絞られていたが、やがて宣の説得により、忍從せざるを得なかつた。
さらに、寛永十九年には、家光の嫡男家綱

（幼名・竹千代）の山王社初詣に際して、敬
公は老中松平伊豆守信綱から「御三家も同行
するように」と内示を受けた。

敬公は寛永七（一六三〇）年には、自ら伊

勢の内外宮に参拝し、林崎文庫（現神宮文庫）
について神道の書數十部を写させている。

やがて敬公は、日本各地の神社の縁起や御

祭神が不明になりつある状況に歯止めをか
けなければならないと痛感するようになつ
た。こうして、『神祇宝典』撰述が開始され
ることになったのである。撰述は、正保三

（一六四六）年二月、敬公四十七歳のときに
完了した。その序文は以下のように書かれて
いる。

（嗚呼神意人心、本是れ一理、器を以て之
を言へば、劍爾鏡なり、道を以て之を言へば
勇信智なり。爾鏡は文なり、劍は武なり、是
れ日神の皇孫に授けたまふ所以にして、而し
て累世の帝王禪繼即位の時に、則を取る所以
の者、茲に在らざらむや。若し之を拡充すれ
ば、堯舜禹の咨命と雖も、亦た何ぞ之を迫尋
せざらんや、即ち是れ王道なり、儒道なり、
聖賢の道なり。易に云ふ、聖人神道を以て教
へを設け、而して天下服すと。是を序と為す）
『類聚伝記大日本史 第三卷』（雄山閣、昭
和九年）によると、『神祇宝典』は、まず神
道の大意を説き、本朝は神聖の誕生して棲舍
すべきは、小野耕資氏が「山本七平『現人神
の創作者たち』を通して崎門学を考える」（本

誌第十二号）で指摘している通り、惺窓の
学問が当初は儒学に絞られていたが、やがて
宣の説得により、忍從せざるを得なかつた。
さらに、寛永十九年には、家光の嫡男家綱
（幼名・竹千代）の山王社初詣に際して、敬
公は老中松平伊豆守信綱から「御三家も同行
するように」と内示を受けた。

敬公は寛永七（一六三〇）年には、自ら伊
勢の内外宮に参拝し、林崎文庫（現神宮文庫）
について神道の書數十部を写させている。

やがて敬公は、日本各地の神社の縁起や御
祭神が不明になりつある状況に歯止めをか
けなければならないと痛感するようになつ
た。こうして、『神祇宝典』撰述が開始され
ることになったのである。撰述は、正保三
（一六四六）年二月、敬公四十七歳のときに
完了した。その序文は以下のように書かれて
いる。

水戸学研究の大家・高須芳次郎は『徳川光
圀』で「尾張敬公の感化」の一節を割いて、
次のように書いている。

（光圀の敬公に対する誣詞のうちに、「國
史を善讀して、廢れたるを興し、絶えたるを
繼ぎ、皇道の弛めるを張る」としてあるのを見
ると、両者の関係がよく分る。……義直に
接近して、その指導を受け、啓發するところ
が少くない。殊に義直は『類聚日本紀』を夙
に作つてゐるので、國史編述につき、光圀に
よき示唆を与へたにちがひなかつた。以上の
ことを考へると、光圀の『大日本史』編述の
原因は、「伯夷伝」の感激にもあるが、右のや
うな時勢の動きと叔父義直の感化とに、待つ
ところが多かつた事情を認めねばならない）

立公によつて記された

「王命に依つて催される事」

めた。

敬公はまた、兵法の書『軍書合鑑』を撰し、その末尾に設けられた一節が「依王命被催事（王命に依つて催される事）」であった。ところが、その詳しい内容は歴代の藩主にだけ、口伝で伝えられてきた。その内容を初めて明らかにしたのが、第四代藩主・徳川吉通（立公、一六八九～一七一三年）である。『徳川義直公と尾張学』は次のように書いている。

「四代吉通といへば、元禄の末から寛永正徳にかけての頃で、幕府の権力の最も強かつたとき、尊皇論はまだ影も見せなかつた頃であるから、……當時としては實に驚くべき絶対勤皇の精神であるが、尾張に於ては夙に義直以来はつきりと伝統し来つたところであつたのである。この内容は歴代藩主から繼嗣に口伝されてきたものであつて藩主以外に知る者なかつたのであるが、吉通薨するに臨み、嗣五郎太まだ三歳の幼少であつたため、ここに茂炬に伝へてあとに残したのであるといふ。義直の精神はここ吉通に至つて顯露明白に發揮せられて一藩の指導原理となつたのであり、これを残さしめた吉通の功大なるものありとせざるを得ぬ」

ここにある「茂炬」とは、吉通の侍臣近松茂炬のことである。茂炬は、吉通の遺訓を筆記し、それを『円覚院様御伝十五ヶ条』に収

吉見家は、代々名古屋東照宮の祠官であり、立公の時代には尾張藩の多くの名流が吉見の門を叩いたといふ。吉見の『学規の大綱』の第一条には、「一、神道は我國天皇の道、尊

が学問であるとする弊が生じて來た」

吉見の学問には、こうした問題もあつたが、彼の門人の中からは尾張藩の尊皇思想発展に貢献する人物が出たことも否定し難い。『円覚院様御伝十五ヶ条』を筆記した茂炬もまた、

吉見の門人である。

小出侗齋に始まる尾張崎門学

彼が力を尽くした著作の一つが『神道五部書説弁』であつた。しかし、彼の考証重視の姿勢には弊害もあつたのではないか。近藤啓吾先生は、「大山爲起著『倭姫命世記』（さかきぱいよう）（続々山崎闇齋の研究）所収」で、

次のように指摘している。

『倭姫命世記』の調査、そして解釈は、この後、垂加の学者や伊勢の神道家の間に盛大となる。しかしそれは、調査が進むにつれて次第に考証の面が強くなり、つひに元文元年成立の吉見幸和の『五部書説弁』や、文化七年具稿の伴信友の『倭姫命世記私考』の出現となり、『世記』の本文はずたずたに切断せられてその各条の原拠と綴合の実体が明らかにせられ、同書成立の事情も推察せられるに至つたが、同時に嘗ての『世記』に対する尊崇も一時に減衰し、それのみでなく、神道そのものが、信仰としてではなく考証考古の対象として考へられるやうになり、合理実証のみ

である。

立公が遺訓を記録させたのは、五郎太が幼少だったことがきつかけではあつた。しかし、立公には尾張尊皇思想を顕現せんとする明確な志があつたのではあるまいか。

立公は、敬公の尊皇思想を継承するとともに、自ら学問を深めていた。彼が学問を学んだ一人が、崎門派の吉見幸和（一六七三～一七六一年）である。

立公の幼少時代、それを薰陶補佐したの

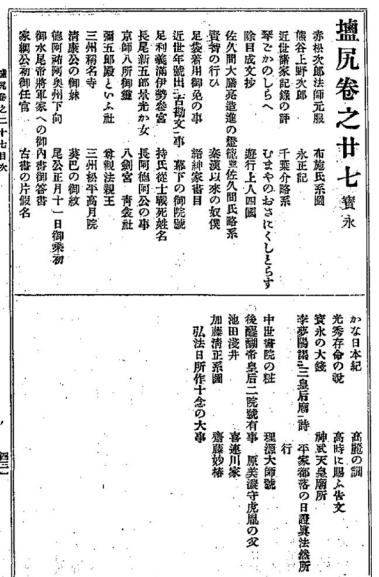
が、敬公の孫に当たる美濃高須の藩祖松平義行であつた。義行が師事していたのが、天野信景（一六六三～一七三三年）である。信景は、伊勢神道の再興者・度会延佳に学び、さ

らに吉見の門人でもあった。

尾張藩第三代藩主綱誠（一六五二）一六九九年）は、元禄八（一六九八）年に『尾張風土記』の編纂を命じていたが、吉見や信時綱は信景と同様に度会延佳に師事し、神道研究に励んだ人物である。

敬公の南朝正統論

注目すべきは、信景が寛永年間（一六二四～一六四五年）に、畠傍御陵の所在を探求しようと、その荒廃に心を痛めていた事実である。彼の隨筆『塩尻』（二十七卷）には、「神武天皇は草昧をひらき中洲を平らげ百王の基を立て帝業を万歳に垂たまへり、其廟陵我君臣億兆尊信を致すべしに、今荒蕪して糞田となり纔に一封の小塚を残して農夫之れに登り恵として恵とせすとかや 陵は奈良東南六里慈明山の東北也」とある。



「王命に依つて催される事」に凝縮される敬公の尊皇思想は、その後尾張藩で維持され、大政奉還における第十四代藩主慶勝の活躍となつて花開くのである。次回は、第五代藩主五郎太以降の尾張藩尊皇思想の展開を追う。

「山陵の荒廃は、古の理想の乱れ、衰えを示す一現象であり、わが國體の根幹を揺るがす由々しき問題である」。そう確信した蒲生君平は、寛政八（一七九六）年、山陵探索に着手し、その孤高の調査活動は享和二（一八〇二）に『山陵志』に結実するが、信景はそれに先立つこと百五十年以上前に山陵荒廃を由々しき問題と指摘していたのである。

さらに、義行が信景に贈った書状からは、

敬公がすでに南朝正統論を唱えていたことが窺えるのである。書状によれば、当時、幕府は羅山の子春斎に本朝通鑑編纂を命じていた

が、春斎は編纂にあたり、大友皇子を正統に仰ぎ、吉野の帝を皇統に備えようと願つていた。このとき、春斎は杏庵の子に、「もし、義直卿が在世ならば、協力を仰げるのに、いまは頼りになる人はいない」と述懐したといふ。あるいは、春斎は敬公と南朝正統論について語り、意見の一致を見ていたとも推測される。敬公の先駆性は、ここにも示されている。

維新の源流を繙く②

市井三郎著『思想からみた明治維新』

山本直人

ペリー来航から王政復古の大号令までの期間はわづか十五年。「黒船」といふ外圧が、圧倒的な力で幕府崩壊に導いたことは間違ひあるまい。

しかしながら、倒幕といふ旧体制の崩壊が、明治維新といふ新しい理念に結実するまでには、「外圧」といふ単なる消極的な理由だけでは説明しうるものなのだろうか。

前紹介した安藤英男の『明治維新の源流』では、維新に至るまでの底流に山崎闇斎らの「山崎学」（崎門学）をはじめ、本居宣長らの「国学」、藤田東湖らの「水戸学」、そして頼山陽の著述や吉田松陰の松下村塾での教育活動、攘夷への実踐行動があつたことを考察されてゐた。

明治維新は、さういった挫折した建武中興の無念を継承し、尚かつ神武創業の理念まで遡ることによつてより、堅固に確立させたものだが、その実現までには戦国乱世を経て、実に五百五十年もの歳月を要してゐることに肅然たる思ひがする。さらにいへばその明治新政府も、その後の文明開化路線を選択した経緯を伺ふにつけ、決して崎門学派や国学派の理念をそのまま受け継いだものとは言ひ難い。

一般に歴史を変革する原動力は、国際的な情勢変化といった外発的なものか、もしくは国内の体制崩壊といった内発的な原因によるものなのか、その要因を一括りにすることはできない。

例へば鎌倉幕府崩壊の原因について、蒙古襲来による国内政治体制の疲弊や北条執権政治の内部崩壊など、様々な要因が挙げられる。それが後醍醐天皇による建武の中興に結びつくまでには、天皇親らによる後鳥羽院の承久の御計画の継承、「神風」による蒙古撃退

によつて芽生え始めた「神國思想」の浸透：といつた朝廷側からの率先的な動きがあつたことが挙げられよう。

ところが鎌倉幕府以来、百三十年も続いた武家政権の転覆は難しく、結局は足利尊氏による離反、京都での室町幕府の成立といった新たな武家政権の成立によつて、新政の理念が継続できなくなつた。さうした経緯は、すでに数多くの史書が示してきたところである。

攻の研究者であつたことも、本書を紐解く上で大きな関心を惹く。

そんな市井が幕末の時代に心を惹かれるやうになつたのは、本書執筆の十三年前、愛知教育大学に勤務するやうになつた際、田原の地で渡辺華山の遺跡を目にしたことが契機となつてゐる。

華山の遺体は自決した後、江戸から検屍の役人が来るまでの間、塩漬けにされてゐたといふ。その素焼きの甕を目にしたとき、「百十数年の時間のへだたりをとびこえて、その時代と人とが急激に」著者の心をとらへたといふ。

「どのように辛苦にみちた努力が積み重なることによつて、『御一新』（あるいは『維新』）という変革が自力で成就することになつたか」。—当時の人々の内面に肉迫することで追求しようとしたのが本書の目論見である。

「歴史の進歩とは何か」と題された第一章で、六〇年反安保闘争の挫折体験を振り返り、江戸時代の百姓一揆や打ちこわし運動に遡つていく書き起こしも、昭和四十年代当時の執筆状況が生々しく反映されてゐる。

それらの闘争の歴史から、著者は「無数の人々の長年月にわたる血と汗にささえられた明治維新も、指向された理念を完全に実現することできませんでした」と概括するが、それは明治維新に限つたことではない。本書でも言及された英國の清教徒革命、フランス革命など、古今東西、あらゆる時代、地域の変

革や革命においても例外ではない。

「…歴史の逆説に悩まされながらも、日本

に自力で歴史の突破口を開こうとした—そして多くは斃れざるをえなかつた—祖先たちの努力を、現代における歴史の進歩のためにこそ、ふり返つてみよう」といふ問題提起は、日本独自の歴史変革ともいふべき明治維新を、著者がこれまで培つてきた西洋哲学の知識を以て総括していかうといふ、歴史学に留まらない普遍的な問題意識を感じさせる。

中でも第二章において、「一世紀前の先駆者」として明和事件の山県大弐を取り上げたことは注目に値しよう。

その中でも著者は、大弐の妻が大一揆のあつた上州のある村の庄屋の娘であり、かつ一門の中には上州小幡藩家老・吉田玄蕃以下の藩士が多数存在したことによつて、大弐の妻が明治維新より百年早い宝曆九年といふ段階で、幕府打倒を呼びかける『柳子新論』を著すことができたのも、小幡藩の大一揆の情報をはじめ、かうした幕藩体制に対する民衆の不満の動きを早くから察してゐたことと無縁ではあるまい。

武士のみの力による江戸城攻撃の限界を悟つた大弐は、奇兵隊よりもさらに早い時期に「農兵論」を構想するに至る。

宝曆九年には竹内式部の宝曆事件が起るが、大弐が朝権回復を志した式部との連携を図らうとしたのも、式部門人で播州浅野家に仕へた藤井右門が、山県塾師範代として住み

込んでゐた事実が大きい。

また大弐が甲府や江戸に建てた碑文を通じて、日本武尊をはじめとする記紀の英雄たちの顕彰に努めた点についても、市井は「幕府

否定に通じるような古代史讃美の碑文を庶民に読ませることによつて、民衆意識の啓蒙にも心をくだいた」と見て、高く評価してゐる。さらに「くもるとも何かうらみん月こよひはれを待つべき身にしあらねば」の辞世から、「長い徳川時代のあいだに、処刑まぎわになつてもとり乱さず、その態度のみごとさが獄吏をも感銘させた死刑囚はたつた一『名』とし、後年の吉田松陰と並び称させてゐる。

大弐以前に「日本古代を美化する思想家」として、市井が挙げてゐるのは山崎闇斎である。闇斎学派について市井は、水戸学とともに「記紀に描かれた日本の神国思想と朱子学を合体させたもの」と分析するが、大弐には「天皇政治をよしとするか」という理由づけを、たんなる神話や民族信仰にもとめないで、當時としてはじつに合理的な政治理論に展開していた」と概括する。その辺りは、元々合理主義を理念とする西洋哲学者ならではの視点もあるが、闇斎学派の中でも、とりわけ現代にもつながる先見性をもつた大弐の独自の位置づけを試みられてゐる。

具体的には、第一に「かれが儒学者や兵学者であるほかに、天文学や医学という領域でも一家をなし、法則性や実証性重んずる科学者的心性をもつた人物であつたこと」、また

同時に荻生徂徠の始めた古学派の影響があつたことも、指摘してゐる。ただし大陸文化を贊美し、幕府権力を肯定してゐた徂徠派は、むしろ大弐の『柳子新論』の思想とは対極にあるといつていい。

同時に荻生徂徠の始めた古学派の影響があつたことも、指摘してゐる。ただし大陸文化を

贊美し、幕府権力を肯定してゐた徂徠派は、むしろ大弐の『柳子新論』の思想とは対極に

いたことも、指摘してゐる。ただし大陸文化を贊美し、幕府権力を肯定してゐた徂徎派は、むしろ大弐の『柳子新論』の思想とは対極に

起因となつていくのである。とりわけ本章では、「蟻社の獄」という結果をひき起こした洋学派の抵抗として、渡辺華山といふ経世家の言動に目を注ぐ。

一方、第四章の「国民国家への幕政改革」では、水野忠邦の天保の改革の失敗に学びつつ、「より明確に統一国家化への開明路線をおし進めた」阿部正弘を公平に評価。つまり幕府の体制側にも現実に即した改革を推進させることで、開国への道を拓いていった知見があつたことにも目を配つてゐる。

ところがさうした正弘による举国体制への努力を快しとせず、「反撃の機をねらつていた守旧勢力の代表として登場した」人物がある。井伊直弼である。第五章「外国条約と安政の大獄」では、「彈圧まで加えて勅許をとつたことが、無意味であるばかりではなく、まさに逆効果しか生まない」と辛辣に批判。「藩体制を存続させたまま、時代の要求に応じる」という可能性それ自体を、政治的にはほとんどの封じてしまう」といふやうに、井伊大老の強権が、幕府側にとつても負の側面しか生まなかつたといふ実態を摘出してゐる。

そして第六章「御一新の思想的源泉」において、「観念の世界において、幕藩体制そのものを倒さねばならぬ、という方向に思想転換をとげる人間」として登場するのが、吉田松陰である。ここに百年もの歳月を経て、山県大弐の思想が継承されるわけだが、『柳子新論』が松

陰の手にわたるまでには、蒲生君平、黙霖といつた人物が媒介となつたことも見落としてゐない。その間に水戸学への同調と訣別、「君万民」思想の純化、さらには開国論と幕府の体制側にも現実に即した改革を推進させることで、開国への道を拓いていった知見があつたことにも目を配つてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外国勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展していく過程が理解できる。

数々の糾余曲折を経て、愈々王政復古に結実していくわけだが、第九章「御一新の成就と維新の明暗」では、その光とともに敢へて影の部分にも目を向ける。

明治維新について市井は、「『一君万民』といふイデオロギーによつて、何百年にわたる封建的身分差別を、いきよに撤廃する手が

うたれたことはみごとといわざるをえない」とし、称賛を惜しまない。ところが「その天皇に政治大権が復帰したあとでは、同じ思想

が専制政治の源泉へと転化しうる」といつた

の「信仰的攘夷論」を超えた松陰の「討幕による新体制の指向」が、松下村塾の門下生へと引き継がれていく経緯が丹念に辿られてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外国勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展していく過程が理解できる。

数々の糾余曲折を経て、愈々王政復古に結実していくわけだが、第九章「御一新の成就と維新の明暗」では、その光とともに敢へて影の部分にも目を向ける。

明治維新について市井は、「『一君万民』といふイデオロギーによつて、何百年にわたる封建的身分差別を、いきよに撤廃する手が

うたれたことはみごとといわざるをえない」とし、称賛を惜しまない。ところが「その天皇に政治大権が復帰したあとでは、同じ思想

が専制政治の源泉へと転化しうる」といつた

の「信仰的攘夷論」を超えた松陰の「討幕による新体制の指向」が、松下村塾の門下生へと引き継がれていく経緯が丹念に辿られてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自

覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討

幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を

追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁

門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外國

勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、

自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展して

いく過程が理解できる。

数々の糾余曲折を経て、愈々王政復古に結

実していくわけだが、第九章「御一新の成就

と維新の明暗」では、その光とともに敢へて

影の部分にも目を向ける。

明治維新について市井は、「『一君万民』と

いうイデオロギーによつて、何百年にわたる

封建的身分差別を、いきよに撤廃する手が

うたれたことはみごとといわざるをえない」とし、称賛を惜しまない。ところが「その天

皇に政治大権が復帰したあとでは、同じ思想

が専制政治の源泉へと転化しうる」といつた

の「信仰的攘夷論」を超えた松陰の「討幕

による新体制の指向」が、松下村塾の門下生へと引き継がれていく経緯が丹念に辿られてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自

覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂

小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討

幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を

追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁

門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外國

勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、

自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展して

いく過程が理解できる。

数々の糾余曲折を経て、愈々王政復古に結

実していくわけだが、第九章「御一新の成就

と維新の明暗」では、その光とともに敢へて

影の部分にも目を向ける。

明治維新について市井は、「『一君万民』と

いうイデオロギーによつて、何百年にわたる

封建的身分差別を、いきよに撤廃する手が

うたれたことはみごとといわざるをえない」とし、称賛を惜しまない。ところが「その天

皇に政治大権が復帰したあとでは、同じ思想

が専制政治の源泉へと転化しうる」といつた

の「信仰的攘夷論」を超えた松陰の「討幕

による新体制の指向」が、松下村塾の門下生へと引き継がれていく経緯が丹念に辿られてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自

覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂

小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討

幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を

追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁

門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外國

勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、

自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展して

いく過程が理解できる。

数々の糾余曲折を経て、愈々王政復古に結

実していくわけだが、第九章「御一新の成就

と維新の明暗」では、その光とともに敢へて

影の部分にも目を向ける。

明治維新について市井は、「『一君万民』と

いうイデオロギーによつて、何百年にわたる

封建的身分差別を、いきよに撤廃する手が

うたれたことはみごとといわざるをえない」とし、称賛を惜しまない。ところが「その天

皇に政治大権が復帰したあとでは、同じ思想

が専制政治の源泉へと転化しうる」といつた

の「信仰的攘夷論」を超えた松陰の「討幕

による新体制の指向」が、松下村塾の門下生へと引き継がれていく経緯が丹念に辿られてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自

覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂

小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討

幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を

追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁

門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外國

勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、

自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展して

いく過程が理解できる。

数々の糾余曲折を経て、愈々王政復古に結

実していくわけだが、第九章「御一新の成就

と維新の明暗」では、その光とともに敢へて

影の部分にも目を向ける。

明治維新について市井は、「『一君万民』と

いうイデオロギーによつて、何百年にわたる

封建的身分差別を、いきよに撤廃する手が

うたれたことはみごとといわざるをえない」とし、称賛を惜しまない。ところが「その天

皇に政治大権が復帰したあとでは、同じ思想

が専制政治の源泉へと転化しうる」といつた

の「信仰的攘夷論」を超えた松陰の「討幕

による新体制の指向」が、松下村塾の門下生へと引き継がれていく経緯が丹念に辿られてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自

覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂

小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討

幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を

追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁

門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外國

勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、

自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展して

いく過程が理解できる。

数々の糾余曲折を経て、愈々王政復古に結

実していくわけだが、第九章「御一新の成就

と維新の明暗」では、その光とともに敢へて

影の部分にも目を向ける。

明治維新について市井は、「『一君万民』と

いうイデオロギーによつて、何百年にわたる

封建的身分差別を、いきよに撤廃する手が

うたれたことはみごとといわざるをえない」とし、称賛を惜しまない。ところが「その天

皇に政治大権が復帰したあとでは、同じ思想

が専制政治の源泉へと転化しうる」といつた

の「信仰的攘夷論」を超えた松陰の「討幕

による新体制の指向」が、松下村塾の門下生へと引き継がれていく経緯が丹念に辿られてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自

覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂

小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討

幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を

追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁

門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外國

勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、

自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展して

いく過程が理解できる。

数々の糾余曲折を経て、愈々王政復古に結

実していくわけだが、第九章「御一新の成就

と維新の明暗」では、その光とともに敢へて

影の部分にも目を向ける。

明治維新について市井は、「『一君万民』と

いうイデオロギーによつて、何百年にわたる

封建的身分差別を、いきよに撤廃する手が

うたれたことはみごとといわざるをえない」とし、称賛を惜しまない。ところが「その天

皇に政治大権が復帰したあとでは、同じ思想

が専制政治の源泉へと転化しうる」といつた

の「信仰的攘夷論」を超えた松陰の「討幕

による新体制の指向」が、松下村塾の門下生へと引き継がれていく経緯が丹念に辿られてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自

覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂

小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討

幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を

追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁

門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外國

勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、

自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展して

いく過程が理解できる。

数々の糾余曲折を経て、愈々王政復古に結

実していくわけだが、第九章「御一新の成就

と維新の明暗」では、その光とともに敢へて

影の部分にも目を向ける。

明治維新について市井は、「『一君万民』と

いうイデオロギーによつて、何百年にわたる

封建的身分差別を、いきよに撤廃する手が

うたれたことはみごとといわざるをえない」とし、称賛を惜しまない。ところが「その天

皇に政治大権が復帰したあとでは、同じ思想

が専制政治の源泉へと転化しうる」といつた

の「信仰的攘夷論」を超えた松陰の「討幕

による新体制の指向」が、松下村塾の門下生へと引き継がれていく経緯が丹念に辿られてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自

覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂

小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討

幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を

追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁

門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外國

勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、

自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展して

いく過程が理解できる。

数々の糾余曲折を経て、愈々王政復古に結

実していくわけだが、第九章「御一新の成就

と維新の明暗」では、その光とともに敢へて

影の部分にも目を向ける。

明治維新について市井は、「『一君万民』と

いうイデオロギーによつて、何百年にわたる

封建的身分差別を、いきよに撤廃する手が

うたれたことはみごとといわざるをえない」とし、称賛を惜しまない。ところが「その天

皇に政治大権が復帰したあとでは、同じ思想

が専制政治の源泉へと転化しうる」といつた

の「信仰的攘夷論」を超えた松陰の「討幕

による新体制の指向」が、松下村塾の門下生へと引き継がれていく経緯が丹念に辿られてゐる。

第七章と第八章では、さうした松陰の「自

覚的攘夷」を受け継いだ長州の久坂玄瑞、桂

小五郎、高杉晋作、それとは別に国学的な討

幕論を独自に打ち出した真木和泉守の実践を

追跡。幕府における開明路線、藩内の公武合

体論との綱引きを繰り返しながら、やがて禁

門の変以来、敵対してゐた薩摩と長州が外國

勢力と戦ひ、敗れ、同盟を結ぶことによつて、

自覺的攘夷思想が、討幕思想にまで発展して

平泉澄の歴史観

小野耕資

平泉澄という人物

平泉澄は明治二十八年に福井県大野郡平泉寺村に生まれた。平泉寺白山神社宮司の家柄である。東京帝国大学文科大学国史学科に進学し、その後大学院を経て東京帝国大学教授となつた、国史学を代表する人物である。平泉は若い頃は実証的な学風のもと歴史学を行つていたが、その後底には国粹主義的志向があつた。その後、年齢を重ねるにつれて平泉の史論は国粹主義的志向が前面に出るようになり、皇国史観とも呼ばれることとなつた。

平泉澄の歴史観

平泉の国粹主義的傾向は哲学的、存在論的次元にまで届いていた。平泉にとって歴史は「人がなぜ生きるのか」という問いに答えるものであつた。

それがわかるのが大正十四年に発表した「我が歴史観」という論文である。

まず平泉は、

今日文化なる語の流行して盛に用ゐらるゝにも拘はらず、その概念は人によつて異り、極めて多趣多様である様に、歴史なる語の意義も頗る複雑であり、殊に近代に於ける歴史観は、その思想界の混乱錯雜の縮図とさへ見

らるゝ程、多様の内容・範囲・傾向をもつてゐる。

との言葉から始めている。「文化」や「歴史」という言葉の意味、自体が思想の混乱によりさまざまなものを持ちいさざかも統一されないことを嘆いている。ただしこれを統一することは「浅学予の如きものゝよくせざる所」であるという。

ここで話は西洋の史学史に飛ぶ。古来政治史のみであつた歴史だが、近代では多方面に発展を遂げたとして、英雄史観を挙げた。

「古くは個人の力を極めて重大視し、偉人英雄を崇拜し、歴史はそれら英雄の伝記に外ならない觀があつた」が、年とともに「民衆の力」、「時代の大勢」を重要視するようになつたという。歴史におけるこのような変化は一般社会における「デモクラシー」の流行と関係があると強調する。民衆、時代の力を重んじるようになつたのは唯物史観的思潮に導かれたからだとする。これにより「政治上の偉人、宗教上の聖人、思想上の哲人も、すべて

経済上の諸条件の奴隸たるに過ぎない」ことになつてしまつたという。

この認識を踏まえたうえで、英雄が歴史を動かしたという史論を否定して「遺伝と環境」を重視している。つまり「遺伝と環境」だけで歴史が決まるのであればそこに「人格」はないではないとある。

わたしいうに、「人格」を重んじる平泉は、歴史家は過去に起こつた出来事をそのまま考察叙述しなければならないと思ふ。そのまま考察叙述しなければ分けるほど

心理学的な考察が加えられ集団の状況が過重視され、歴史を進める原動力は社会状況にあり個人にないかのように見なされた。

わが国ではこのような西洋史学史の状況を取り入れることに熱心であったが、そこに充分の思索がなかつたため一層混乱する事態となつた。

ここで平泉は「歴史の始め」について考えてみようという。つまり、歴史はいつ始まつたのかということである。歴史家によつては歴史に「始め」なんてものはないというだろうと想定する。研究法が特別であるがゆえに先史学、人類学にゆだねているだけだという考え方があることを指摘する。

それに対し平泉はこう反論する。歴史に始めがないのだとすればいかなる人間にも歴史はあるのか、もしくは人間だけでなく山の歴史、地球の歴史というものははあるのかと。その上で「人格」こそが歴史と非歴史を分ける要素だと主張した。「人格」がないものは人間の形はしていても他の動物と変わることはないとした。

わたしいうに現代においても「実証史学」なるものが歴史界を完全に支配しているが、実証史学の致命的欠陥は実証しようとするほど事象が細分化されてしまうことである。つまり「目的を認めず事実を確認」しようとするとどこまでも細分化していき、結局包括的な歴史が存在しなくなつてしまふのである。細かく分けても世界が見えてくるわけではない。むしろ細かく分ければ分けるほど世界は見えなくなるのではないだろうか。

また経済関係だけではなく土地、気候の民族に及ぼす影響ということが語られることに、より歴史の問題は「遺伝と地理」によつて説明可能だという思想が唱えられることとなつた。

わたしいうに、「人格」を重んじる平泉は、歴史家は過去に起こつた出来事を

うえでそこに不満を覚え日本に帰着するといふ道筋があつた。平泉もその例外ではない。

平泉はそれだけではなく研究方法にも厄介な問題があるという。歴史を自然科学のよう

に扱うことへの不満である。コントの実証論

を援用し歴史学は「絶対的原理」や「究竟的

目的」を認めず、ただ事実を確認することを

任務としている。しかし歴史は「特殊的事実」

を求めるものだ、と反論する。人格が主であ

り経済関係などはあくまで従にすぎない。個

人なくして民衆はない。そして社会は有機体

であるから社会から遊離したところに個人が

あるわけでもないとした。

う。無論そんなことできるはずがない。一日の出来事を本当にそのまま叙述するとしたらそれは起きてから寝るまでをそのまま記さねばならないことになるからだ。

歴史は認識であり、対象は認識の主体によりさまざまに変化する。史家が何を問題としているか、全体として何をつかんでいるかが極めて重要なことなのである。つまり大事なのは史家の「人格」なのである。

平泉は以上のように主張してこの論文を終えている。まさにわたしの考え方と同様の部分である。純粹に客観の歴史などというものはない。いや、純粹に客観的な科学というものもありえない。歴史は「歴史家がどう過去を見るか」が重要なのであって、歴史によって過去の実態を明らかにすることは目的ではない。したがって歴史に「眞実」も「客観性」も最重要の課題ではない。重要なことはわれわれが過去をどう見なすか、そしてそこから何を吸収するかなのである。これらの議論は説得力を持つて響くが、一方で平泉の歴史哲学は土地や気候などの影響などに對し少し冷淡すぎるのでないかという印象も受ける。

こうした平泉の歴史観は終生維持されたこととなつた。

例えば『国史学の骨髄』は極めて印象的な一節から書き起こされている。曰く、「歴史があるのは單なる時間的経過があるのでない。歴史は高い精神作用の所産であり、人格があつて初めて存在し、自覺があつて初めて

生じるものだ。志を立てたとき、その人にとって歴史が始まるのであって、志をもたない人間にとって歴史はただの背景でしかない。酔生夢死の徒輩、つまり何の自覚もなく享樂的な日々を送る者は歴史と無縁の連中なのだ」と述べている。厳しい言葉であり、我々の人生に刃を突きつけるような一節であるが、非常に的確に人生を言い当てる言葉と言えよう。

また、平泉は『山彦』で次のように言う。

戦後社会の動搖、人心の不安、今に至つておさまらぬは、けだし過去との連鎖を絶ち、父祖の歴史を忘却した所に、その根本の原因があるのであらう。

およそ社会は、これを現在の相においてのみ見えてはならぬ。死者もまたその構成分子であり、発言権を有するものである。それら先人の温情を体認して、初めて正しい道を歩むこともでき、歴史に参じてこそ、眞に文化に貢献することもできるのである。

平泉は無論共同体を重視する考え方だが、それ以上に英雄の存在を重視する。それは歴史を学ぶことで、人格の鍛磨につながる、あるいははつなげなくてはならないという態度からくるものだ。それこそが平泉史学の特徴である。それに比べれば、実証史学など史料の発掘と考証にのみ力点が置かれる訓詁学に過ぎないと考えた。

人格主義の主張



平泉澄

こうした人格尊重の姿勢は己さえよければ

という利己主義からは遠かつた。忠、義といつた大義に命を懸ける英雄に学ぶことで共同体に参与する人物像を描いたのだ。人格、祖先、郷土を愛する心が一本につながる世界観を歴史に見たのである。

平泉は中世史の研究者であったが、中世への評価は低かつた。古代の輝かしい文化が一部僅かに残存しているものの、野蛮な武士たちが跋扈し、現世を離れた淨土信仰にうつつを抜かしていた頽廃的な世界として中世を捉えた。それは平泉が捉えた近代の状況と二重写しになつていたのである。

平泉が「日本は万世一系の天皇が統治する国であり、そのあるべき姿は天皇親政である」と主張したのにはこうした背景があつた。曰本人が天皇の臣民として絶対の忠誠を尽くすべきなのは、それこそが人格を磨いた末に取るべき「あるべき」姿であるからであつた。平泉はこうした自らの理論の先駆を崎門学や南朝の忠臣などに求めた。

一方平泉は実証主義的な歴史学を批判していだが、どこか合理主義的なところがあつた。例えばその史論において神代があまり出てこないのもその一つである。ある程度文献で証明可能な建武中興の忠臣などを論じることが多かつた。こうした合理的な史論は、日本のものであればなんでも素晴らしいというような浅薄な美化からも距離を置くこととなつた。

大正教養主義の人格主義がコスモポリタン的であつたのに対し、平泉史学は反コスモポリタニズムで、「日本人として」「日本精神を体現した」人物こそ理想としたのである。

こうした人格主義は思わぬところに影響を及ぼした。例えば谷秦山は土佐の山野の庶民の祭りに注目し、京都でも忘れられた神道の姿があるのではないかと主張し、村々の慣習にも注目していた。しかし平泉はそうした動きにはあまり関心を示さず、忠臣をひたすら顕彰することに力点が置かれた。もちろん平泉の時代は泰山の時代以上に古礼が失われていたから、単純比較は平泉に酷である。だが平泉がこうした民間伝承に冷淡であつたことは有名で、中村吉治が平泉に「百姓の歴史をやりたい」と言つたら、「百姓に歴史がありますか。豚に歴史がありますか」と言われたというエピソードは有名である。もつともこのエピソードはかなり悪意を持って伝えられていたので割り引いて考える必要があるが、いずれにしても平泉があえて民衆の歴史、習

俗の研究を捨てて（初期の著作には一部こうした研究も見られた）忠臣の顕彰に奔つたのはこれまで述べてきた平泉の思想的特徴から来るものであった。民間習俗の掘り起こしはむしろ柳田国男の民俗学や、伊東多三郎の『草莽の国学』に道を譲ることになる。柳田国男が平泉を嫌っていたことでも有名である。平泉は中世の社寺が一種の「アジール」の役割を果たしたという、日本におけるアジール研究の先駆者であった。しかし前記のような事情がありこうした若きときに主張されたアジール研究はその後深められることはなかつたのである。

まとめ

これまで見てきたように平泉史学の根底には人格主義への強い傾倒があつた。それは大正教養主義から学んだものであつたが、大正教養主義とは異なつてコスモポリタン傾向を捨象し「天皇への忠義」「日本精神」に帰一しようという狙いがあつた。国史はそうした「天皇への忠義」「日本精神」を鍛磨するための手段であり、そうした観点から実証史学は批判された。こうした実証史学批判には聞くべきものがあると思われる。

一方でこうした人格主義は思わず負の側面ももたらした。それは元來

平泉のような立場であれば当然関心を示してもよさそうな、神道的古礼

や古き良き民間伝承への冷淡な態度である。もつともそれは前記の人格主義を作り上げてはこれまで述べてきた平泉の思想的特徴から来るものであつた。民間習俗の掘り起こしはむしろ柳田国男の民俗学や、伊東多三郎の『草莽の国学』に道を譲ることになる。柳田国男が平泉を嫌っていたことでも有名である。平泉は中世の社寺が一種の「アジール」の役割を果たしたという、日本におけるアジール研究の先駆者であった。しかし前記のような事情がありこうした若きときに主張されたアジール研究はその後深められることはなかつたのである。

平泉は戦後も精力的に言論活動を続け、故郷と東京を往復する生活を続けていたが、最晩年はある種の絶望を感じ、平泉寺に還ることとなつた。（昭和）三十年の初めまでは、伝統は強く残つてゐたが、この清純の気風は、所得倍増の掛声によって次第に薄らいで行つた。人々の好意友情は感謝に堪へないものの、所詮戦後の世の中は、私と相容れざるもの、東京滞留が二十年に及んだのが寧ろ不思議であつた」（『家内の想出』）。

平泉は魑魅魍魎の跋扈する暗黒社会からの避難所として、再びアジールに還つていったことになる。果たしてこの時如何なる気持ちであつただろうか。

平泉は魑魅魍魎の跋扈する暗黒社会からの避難所として、再びアジールに還つていったことになる。果たしてこの時如何なる気持ちであつただろうか。

先生の解説を詳しく見て行くこととする。繰り返しにはなるが、再び程子の言葉を掲載する。

子、程子曰、大學、孔氏之遺書、而初學入德之門也。於今可見古人爲學次第者、獨賴此篇之存、而論・孟次之。學者必由是而學焉、則庶乎其不差矣。

子、程子曰く、大學は孔氏の遺書にして、初學に入るの門なり。今に於て古人の學を爲むる次第を見る可き者は、獨り此の篇の存するに頼りて、論・孟之に次ぐ。學者必ず是に由りて學べば、則ち其の差わざるに庶からん。

前回は「孔氏之遺書」の件まで進んだので、今回は「初學入德之門」より始める。初學とは何か、「初學」と言つうは昨今初心の学者と言つてはいけない。そもそも學に志ありて取りかかる者は皆初學ぞ。」と先生が言われるよう、始めて古典を開き、學問を始めた初心者という意味ではなく、道を求める學に志す有志は皆初學であるという意味である。「十有五にして學に志す。」と論語にあるが、ここ

『若林強齋先生大學講義』 を拝読して④

三浦夏南

と意味合いが近い。孔子は十五にして初めて學問をされたのではなく、學問はそれ以前から積んで来られたが、求道を一生の志として明確に定められた時を十五と言わされたのである。

平泉は戦後も精力的に言論活動を続け、故郷と東京を往復する生活を続けていたが、最晩年はある種の絶望を感じ、平泉寺に還ることとなつた。（昭和）三十年の初めまでは、

伝統は強く残つてゐたが、この清純の気風は、所得倍増の掛声によって次第に薄らいで行つた。人々の好意友情は感謝に堪へないものの、所詮戦後の世の中は、私と相容れざるもの、東京滞留が二十年に及んだのが寧ろ不思議であつた」（『家内の想出』）。

平泉は魑魅魍魎の跋扈する暗黒社会からの避難所として、再びアジールに還つていったことになる。果たしてこの時如何なる気持ちであつただろうか。

平泉は魑魅魍魎の跋扈する暗黒社会からの避難所として、再びアジールに還つていったことになる。果たしてこの時如何なる気持ちであつただろうか。

「学と言つうは道を学ぶことじやが、何ほど道を知り行つても、考えたり、意でかかえたりする中は徳とは言われぬぞ。徳は得といふことで、知も真実に知つて身の物となり、行も真実に身の物となつて行うでなければ徳と言わぬ。親に向かつては親、夫婦の間では別、朋友の交わりでは信、各さし向かう當たり前の筋目は道で、道の我が身の物となつて得てくるから言えれば徳と言つうぞ。だたい人は道なりに生れ得ておる徳なれどもその生まれつき本法なりに行かぬ。その行かぬを生まれつき本法の道なりになるようにするが学で、子たる身からは孝の道を学び、臣たる身からは忠の道を学んで行けば、次第次第に我が身が道なり本法になつてくる。その本法の場へ踏み込み踏み込みしてゆくを入徳と言つうぞ。入ると言つうは本人は明徳固有の者なれども、氣凛人欲のくらみで、子でありながら不孝に、臣でありながら不忠なれば、固有の徳の郭を外れておると言つうもの故に、学んで道なりになつてゆくを入徳といふぞ。」

◆ 権藤成卿の思想をいま顧みよ
◆ 大東亜会議と日本民族の大使命
◆ 再び我々はアジアに背を向けるのか
◆ 小山 俊樹教授

『西洋列強との協調と相克の近現代史』

大亞細亞

第六号 平成三十年七月



greaterasia

小野氏が代表を務める大アジア研究会の機関紙『大亞細亞』好評刊行中

は君に忠、親に孝といった人として踏み行うべき人倫規範であり、儒教に於ては三綱五常と言われる。徳とは得ということで、道が自らの血肉となつて体得されている状態を指す。単に道を知り、実践をするだけでは徳とは言えない。先生も考えて行うようでは徳とは言えぬと明確に言つておられる。つまり理論と実践によつて道を行つてゐる状態では徳があるとは言えず、知識が信念となり、自ずからに道を踏み行う人間にならなければ、徳を得たとは言えないのである。一般的に儒教は倫理によつて人を縛る堅苦しい封建道德であるかのように誤認されているが、実際はもつと生命的に人間を考えていることが分かる。我が国でいうところの「惟神」になつていなければ、「徳」ではないのである。人は明徳を本来所有して居ながら、道を忘れ、徳を隠してしまつてゐる。それを本来の人へと正していくものが「学」である。これは先生が繰り返し諭されることであるが、道で明徳を得て行くのではなく、本來的に道を知り明徳を持つ者が、それを明らかにして行く過程を学と呼ぶのである。人は本質的には絶対善であり、悪は相対的なものに過ぎないという認識が根底にある。人は本来善であるという意識は我が國に於てはシナにもまして強く、人間を「ひと」と呼び「みこと」と呼んできたことからも明かである。

「学に入るにはここから入れ、ここでなければ入る処はない」と家に入る門の明けてある如く、徳に入るの門分明にしてあるが此の大学だぞ。」

そこで次に大切なのが「門」である。如何に道を知り、其れを体得して有徳者を志したとしてもその方法が明確でなければ、何者になるか分からぬ。聖人を目指したところが大悪人となつてしまふかも知れない。世に邪教と呼ばれるものも人を正し、世を改むる大志から見れば素晴らしいが、その方法を古に求めず、道に至る筋を間違えたところから大きな罪悪を生み出すこととなる。道を知り、徳に入るにはその「門」を知る事が極めて大切な。ここが朱子学、延いては崎門学の実践的なところであり、志をもつものにとつて有難いところである。如何に道の莊嚴なるを知り、徳の偉大なるを悟つたところで、そこに至る術を知らなければ、全てが無面目となる。聖人の天性の才覚によつてのみ辿ることのできる道であれば、それは凡夫にとつては無縁のものとならざるを得ない。聖人とは過去にのみ存在した理想であり、届くことの無い夢に過ぎなくなる。しかししながら先生が強く言わるように、徳とは我々人間が本來的に具有するものであり、万人が生まれながらに所有するところのものである。後はそのことを深く自覚し、古人の残した正しい学びの筋を知り、積み重ねて行

けば、如何なる人間も聖人に近づくことができる。その学びの正しい筋道こそこの大学なのである。さらに重ねて先生はこう言われる。

活動報告

平成三十年六月三日

第十六回『保健大記』を読む会を開催 平成三十年七月一日

第十七回『保健大記』を読む会を開催 平成三十年八月五日

上州太田に赴き、新田義貞、高山彦九郎ゆかりの地を訪ねるツアーを開催しました。

当日は東武線太田駅に集合し、一般参加二

名を含む総勢七名が参加しました。気温は四十度近い猛暑でしたが、汗だくになりながら以下の地を廻りました。道中は車で移動しました。

①太田駅 前に立つ新

田義貞銅像
(左)、隣は弟の脇屋義助

「義理の粗いと言うは褒美することではなけれども、これは年月を積んで始めたならば、自ずから精しうなるはずじやが、夫れはともあれ、先ずこの大学より外に学の仕方はないと言つことを得とのみこんだ学者でなければ、学の道筋を知らぬ学故、いかように踏み違つても計り難い。ここが尤も大切な処ぞ。」

道の事を詳しく知らず、体得していないとすることは褒められたことではないけれども、それは年月を重ねれば、自ずからに解決する。それよりも正しい学の方法を知らないことが一番の問題であり、正しい方法に従わなければ、如何に厳しい修行を行つとも、如何なる年月を重ねようとも無意味となるのである。

単に高い志と激しい意気によつて道を求めるのではなく、その方法論まで精細に考え、現実に道を体得する為に低いところから高いところへと着実に積み上げて行くのが崎門学である。

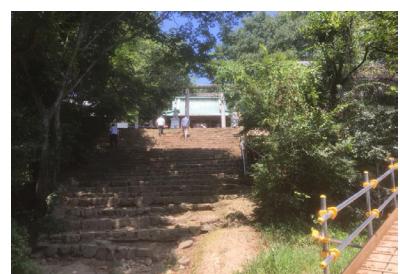
次号は「於今可見古人爲學次第者」の件より続けたいと思う。此の辺りは大学の核心を先生がまとめて解説されているところなので、詳しく見て行きたい。



②新田神社。金山城跡を越えた山頂にある。
金山城は戦国時代まで新田氏の子孫である岩松氏の居城であった。



新田神社（左右）



④風神やきそばで昼食
⑤高山彦九郎記念館（左）。
また、付近にある高山遺髪塚
と旧宅跡を参拝。遺髪塚は、
高山家の本家である蓮沼家の
共同墓地の一隅にあった。旧
宅跡は跡形もなかった。



③高山神社。平成二十六年の放火
事件で全焼して跡形もなかつた。



高山彦九郎邸跡



高山彦九郎像（右）
彦九郎遺髪塚（上・左）



⑥新田荘歴史資料館。館内では、新田宗家滅亡の後、新田姓を名乗った岩松氏が描いた新田猫の特別展示も拝観。岩松氏は、新田氏二代義兼の娘と足利氏二代義兼の子義純との間の子時兼が初代。



新田家伝来の鎧



新田荘歴史資料館

⑦世良田東照宮、長樂寺。長樂寺は、新田家初代の義重の子である徳川（世良田）義季が開いた。後に徳川家康がその子孫を自称し、徳川を嘉字である徳川に改めたとされる。東照宮は、長樂寺の住職であつた天海僧正の発願により日光東照宮から勧請され、明治八年の神仏分離令で独立。



長樂寺の太鼓門



世良田東照宮



明王院

⑧明王院。境内の不動堂には、新田義貞鎌倉攻めの際、山伏に化身して越後方面の新田一族にそのことを触れ回つたとされる「新田触不動」を安置する。義貞居住説が有力。



生品神社

⑨生品神社。新田義貞が挙兵した場所。



反町館の堀



反町館跡

⑩反町館跡。新田義貞が館を築き、大館氏明が住んだとされ、義貞居館説もある。

安倍首相に 種子法に関する要望書を提出

安倍首相宛に種子法に関する要望書を提出した。

以下に要望書の全文を掲載する（賛同者の連名は五十音順とした）。

書】
同法復活と併せて必要な施策を求める要望
種子法（主要農作物種子法）廢止に抗議し、
今年（平成三十年）四月、安倍内閣によつ
て種子法（主要農作物種子法）が廃止された。
この種子法は、米麦大豆などの主要農作物の
種子の生産と普及を国と県が主体になつて行
うことを義務付けた法律である。この法律の
もとで、これまで国が地方交付税等の予算措
置を講じ、県が種子生産ほ場の指定、生産物
審査、原種及び原原種の生産、優良品種の指
定などを行うことによって、良質な農作物の
安価で安定的な供給に寄与してきた。

しかし、安倍首相は、この種子法が、民間企業の公正な競争を妨げているとの理由で、突如廃止を言い出し、国会での十分な審議も経ぬまま、昨年三月可決成立させてしまった。今後種子法廃止によって、外資を含む種子企業の参入が加速し、種子価格の高騰、品質の低下、遺伝子組み換え種子の流入による食

作物の安全性への不安、長年我が国が国が税金による研究開発で蓄積してきた種子技術の海外流出、県を主体にすることで維持されてきた種子の多様性や生態系、生物多様性への影響など、数多くの弊害が危惧されている。

こうした懸念を受けて、「種子法廃止法案」では、付帯決議として「種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用する」「主要農作物種子法の廃止に伴つて都道府県の取組が後退することのないよう、・・・引き続き地方交付税措置を確保し、「主要農作物種子が国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努める」「消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。・・・特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることがないよう努める」ことなどが記されているが、どちらも政府は、この付帯決議の主旨に逆行する政策を推し進めている。

特に、政府が種子法廃止の翌月に成立させた、「農業競争力強化支援法」には、「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」とあり、我が国が長年、税金による研究開発で蓄積してきた「種苗の生産に関する

知見」を民間企業に提供することが記されており、この「民間事業者」には国籍要件がないため、海外のグローバル種子企業に種子技術が流出し、生物特許による種の支配を通じて我が国の農業がコントロールされかねない。なかでも、世界最大のグローバル種子企業であるモンサントが販売する遺伝子組み換え（GM）種子は、発がん性など、安全性が疑問視されており、国民の健康に及ぼす被

上述の通り、安倍首相は、種子法が民間企業の公正な競争を妨げているとの理由で廃止したが、すでに政府は、平成十九年（二〇〇七年）に行われた規制改革会議・地域活性化ワーキング・グループの民間議員から、同様の指摘がなされたのに対し、「本制度が（民間による）新品種の種子開発の阻害要因になつてゐるとは考えていない。」と答弁している。ところがその後、認識を変えたのは、規制改

革推進会議の強い政治的圧力が負荷されたためである。すなわち、平成二十八年（二〇一六）年九月に行われた規制改革推進会議の農業

一部の大企業やグローバル資本の利益を代弁した民間議員であり、農業問題に関しては「素人」を自称しており、食糧安保や国土保全といった農業の持つ多面的機能への視点が欠落している。従来、農業問題に関しては、農水省が設置し、農業問題の専門家からなる「農政審議会」が審議したが、安倍内閣が創始した内閣人事局制度のもとで、各省が官邸に従属しているとも言われている。

さらに問題なのは、この規制改革会議による種子法廃止は、農協の解体を始めとする安倍内閣による一連の新自由主義的な農業改革の一環であり、その背景には、アメリカ政府やグローバル企業による外圧の存在があることである。我が国における農業分野での規制改革は、アメリカがクリントン政権以降の「年次改革要望書」のなかで繰り返し要求して来たが、平成二十四年（二〇一一年）に第二次安倍内閣が発足すると、この動きは加速した。平成二十六年（二〇一四年）一月に安

卷之三

倍首相がイスのダボス会議で規制改革を国際公約した同年五月、在日米国商工会議所（ACC）は、「JAグループは、日本の農業を強化し、かつ日本の経済成長に資する形で組織改革を行うべき」との意見書を提出する。それに歩調を合わせたかのように、政府は「規制改革実施計画」を閣議決定して農協改革を強行した。ACCはアメリカ政府と企業の代弁機関であり、彼らの狙いは、農業での規制緩和による米国企業の商機拡大と、農協が有する360兆円もの金融資産の収奪に他ならない。このような米国政府やACCによる外圧は、我が国に対する内政干渉であり主権侵害である。

前述したように、安倍首相は、種子法の存在が、民間企業による公正な競争を妨げ、我が国農業の国際競争力を損なつていているとしたが、現状の政府による農家の過少保護政策（例えば、農業所得に占める政府の直接支払割合（財政負担）は、我が国が15・6%に過ぎないのに対しても、アメリカは26・4%であるものの、小麦は62・4%、コメは58・2%にも上る。さらにフランスは90・2%、イギリスは95・2%、スイスは94・5%にも及び、欧米に比して極端に低い）を差し置いてそのような主張をするのは全くの筋違いである。

古来、我が国は、「葦原の瑞穂の国」と称され、農業、とりわけ自国民の主食を生み出す稲作を立国の根幹に据えてきた。そのこと

は、天照大神が天孫瓊瓈杵尊の降臨に際して、皇位の御徵である三種の神器と共に、「斎庭の瑞穂」を授けられ、いまも今上陛下は毎年の新嘗祭において、新米を天照大神に捧げられ、五穀豊穣を感謝させることにも象徴的に示されている。特に安倍首相は、平成二十四年（2012年）の政権奪還時に、「ウォール街の強欲資本主義」に対して「瑞穂の國の資本主義」を掲げながら、いまでは新自由主義的な農業改革を推進し、その一環である種子法廃止は、「瑞穂の国」を破壊する売国的所業である。

Jによる外圧は、我が国に対する内政干渉であり主権侵害である。

安倍首相は、速やかに種子法を復活し、優良で安価な農作物の安定供給を確保すること。また、先般野党が共同提出した種子法復活法案を成立させること。

一、安倍首相は、アメリカやグローバル企業の利益を代弁した規制改革推進会議を即刻廢止すること。

一、安倍首相は、二〇一三年に生物特許を禁止したドイツの例に倣い、遺伝子組換え種子に対する生物特許を禁止すること。

一、安倍首相は、家畜飼料を含む全ての遺伝子組み換え食品への表示を義務化し、意図しない混入率をEU並の0・9%（我が国は5%）未満へと厳格化すること。

は、天照大神が天孫瓊瓈杵尊の降臨に際して、皇位の御徵である三種の神器と共に、「斎庭の瑞穂」を授けられ、いまも今上陛下は毎年の新嘗祭において、新米を天照大神に捧げられ、五穀豊穣を感謝させることにも象徴的に示されている。特に安倍首相は、平成二十四年（2012年）の政権奪還時に、「ウォール街の強欲資本主義」に対して「瑞穂の國の資本主義」を掲げながら、いまでは新自由主義的な農業改革を推進し、その一環である種子法廃止は、「瑞穂の国」を破壊する売国的所業である。

以上の趣旨に基づき、安倍首相に対して以下の通り要望する。

右、強く要望する。

（代表）折本龍則 坪内隆彦 小野耕資
（賛同者）稻村公望 加藤倫之 四宮正貴
高橋清隆 田母神俊雄 西村眞悟
三浦颯 三浦夏南 南出喜久治
（代表）折本龍則 坪内隆彦 小野耕資
（賛同者）稻村公望 加藤倫之 四宮正貴
高橋清隆 田母神俊雄 西村眞悟
三浦颯 三浦夏南 南出喜久治

（代表）折本龍則 坪内隆彦 小野耕資
（賛同者）稻村公望 加藤倫之 四宮正貴
高橋清隆 田母神俊雄 西村眞悟
三浦颯 三浦夏南 南出喜久治
（代表）折本龍則 坪内隆彦 小野耕資
（賛同者）稻村公望 加藤倫之 四宮正貴
高橋清隆 田母神俊雄 西村眞悟
三浦颯 三浦夏南 南出喜久治

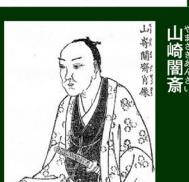
龍光寺・染井靈園を巡り日本思想を考える

平成30年10月21日（日）

集合時間：14時（18時解散予定）
集合場所：龍光寺（東京都文京区本駒込1-5-22）
参 加 費：1000円（資料代として。交通費等自己負担）

龍光寺に眠る魂

山崎闇斎を祖とする崎門学派の
鶴飼鍊齋、三宅觀瀾、栗山潛鋒



染井靈園に眠る魂



[1857～1907]新聞人・評論家。青森の生まれ。本名、中田実。新聞「日本」を創刊し、日本主義・国民主義の立場から政治批判を展開。著『近時政論考』『原政及国際論』など。



[1863～1913]美術評論家・思想家。横浜の生まれ。本名、覚三。フェノロサに師事。東京美術学校開設に尽力し、のち校長となる。日本美術院を創立し、明治日本画家の指導者として活躍。著『東洋の理想』『日本の覚醒』『茶の本』など。



[1898～1983]国家主義者。大阪生まれ。1924年（大正13）行地社を結成。27年（昭和2）金鶴学院を創立、新官僚に影響を与える。国粹主義団体国維会に参加。第二次大戦後も財政官界首脳に信奉者がいた。

主催：崎門学研究会・大アジア研究会 (orimoto1@gmail.com, 090-1847-1627)

残念ながら我が国では、「消費者基本法」において、消費者に必要な情報が提供される権利が保障されているにもかかわらず、調味料など、組み換え遺伝子とそれによつて生成したタンパク質が含まれない食品への表示義務は

平成三十年七月二十六日

安倍首相に種子法復活と併せて必要な施策を求める有志一同

（千葉県浦安市当代島一一三一九アイエムビル5F）